

平成26年

三重県議会定例会会議録

(2 月 21 日)
(第 3 号)

第3号
2月21日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 3 号

○平成26年2月21日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成26年2月21日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第102号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第102号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林 聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前 野 和 美
38	番	水 谷 隆
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
(52)	番	欠 員)
(42)	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野 勉
書 記 (議事課主幹)	中 村 晃 康

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	高 須 一 弘

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠井 嘉行
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

落合 隆

労働委員会事務局長

前 篤 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

2月17日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり戦略企画雇用経済常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 44	<p>(件 名) TPP（環太平洋連携協定）交渉について</p> <p>(要 旨) 昨年末に交渉が決裂したTPPは、2月22日から25日にかけて、シンガポールで閣僚会合が再開される予定であり、基本合意を目指して、最終的な協議が行われるという緊迫した情勢となっています。 つきましては、三重県議会から、政府に対し、TPP交渉において国益・聖域を守るとした国会決議を遵守し、下記の事項を求める意見書の提出をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. TPP交渉において、国益・聖域を守るとした「国会決議」を実現すること。 2. TPP交渉に関して、情報を十分に開示するとともに、国民的議論を行いつつ、合意を得ること。 <p>(理 由) TPP交渉は、昨年末の妥結を目指して進められてきましたが、去る12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で、各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなりました。 安倍総理をはじめ政府の主要閣僚は、農林水産物の関税、食・環境の安全基準、国民皆保険制度など、国益や聖域を守るとした国会決議を重く受け止め交渉に当たっていると繰り返し明言しています。</p> <p>近々に、TPP閣僚会合が再開され、国益をかけた極めて厳しい交渉が続きますが、政府は、妥結を急いで安易に譲歩することなく、現在の交渉姿勢を貫かなければなりません。</p> <p>また、TPPは、関連産業のみならず、国民の</p>	<p>三重県津市栄町一丁目960番地 三重県農業協同組合中央会 会長 奥野 長衛</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 大久保 孝 栄 小 野 欽 市 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 中 森 博 文</p>	26年2月

	<p>暮らしや命に直結する重大な問題であり、国民への情報開示と国民的合意が必要不可欠です。公開できることは、T P P政府対策本部の下、状況の進展に応じて、情報を提供すべきです。</p> <p>以上、国益・聖域なきT P Pから国民の食・暮らし・命を守るため、三重県議会に対し、T P P交渉に関する請願書を提出致しますので、特段のご配慮をお願い致します。</p>		
--	--	--	--

代 表 質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。44番 中村進一議員。

〔44番 中村進一議員登壇・拍手〕

○44番（中村進一） おはようございます。新政みえ、伊勢市選出の中村進一であります。今日は、新政みえを代表しての、執行部の考え方を聞きたいと思っております。

昨日は皆さん、浅田真央さんで睡眠不足の方もおみえになるかわかりませんが、プレッシャーというのはすごいなということを感じさせていただきました。

まず初めに、さきの三菱マテリアルの爆発事故で犠牲になられました皆さんと負傷をされました方々に、心から哀悼の意を表しますとともにお見舞いを申し上げたいと存じます。原因究明の徹底と、二度とこのようなことが起こらないように、行政としてもしっかりとした対応をお願いしておきます。

さて、安倍政権のアベノミクスがスタートして1年です。株価上昇に伴う資産効果、公共事業関連の政策効果で、景気は緩やかに回復基調にあるようであります。しかし、景気回復の中身は、民間需要を中心とした実体経済の持続的な回復段階には至っていないと思われまます。給与の改善も、政策効果による建設業を除くと大企業中心で、ボーナスなど一時金の増加が主体となっております。雇用回復の情報もあります。しかし、非正規雇用の増加が過去最高基準になっておりまして、不安定要素もあると思っております。今後、4

月に消費税の引き上げ、社会保険関連の負担増、そしてまた、国民負担の増大等による景気の後退も心配をされるところです。

政府は、極力景気後退を最小限にと、好循環実現のための経済対策を策定いたしましたして補正予算を編成し、経済対策を進めようとしております。県もこれを受けて補正予算を編成いたしました。知事が2月17日の提案説明で示したような経済の好循環が三重県において本当に実現できるのかどうなのか、私も注視をしていきたいというふうに思っております。

私からの質問は、新年度予算における地方財政計画に対する評価、集团的自衛権に対する対応など、最近きな臭さが際立ってきております安倍政権に対しまして、平和を愛するといつもおっしゃっていただきます知事の思い、そしてまた、知事が今回予算で随分力を入れていただいております少子化対策、小規模事業者対策、そして、伊勢神宮式年遷宮後も三重県の本物の魅力を情報発信していくためにということで、5点の課題について、順次通告に従いまして質問させていただきます。

なお、私ども新政みえの質問者は、私を含めて7名であります。トリには三谷代表が、今か今かと、今、後ろのほうで待っております。足らざる点はこれから各議員がそれぞれの課題について様々な角度から厳しく質問をしていただくことになると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、新年度予算と地方財政計画についてお伺いいたします。

地方財政計画は、地方交付税の規定に基づきまして国が策定する、地方団体の歳入総額の見込みに関する計画で、この計画に基づいて地方交付税総額が決定されるために、地方の一般財源に大きな影響を与え、三重県の予算も左右されます。これは全国的にどこの県でも平等にいけるようにということでやられている制度でありますけれども、これは国のコントロールがかなりきいているものだというふうに思っております。

国の新年度予算が12月末に決定した際にこの地方財政計画がおおむね決まって、その際、知事からも地方財政対策に対するコメントが出されておりますが、12月は、県の予算はまさしく編成途中であったわけでありまして、

当初予算の編成を終えた今、改めて本年度の地方財政計画の評価をお伺いしておきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 当初予算の編成を踏まえての地方財政計画の評価ということでございますが、平成26年度の地方財政計画は、地方交付税総額が前年度から減額されましたが、地方税の自然増収により、一般財源総額は前年度比で0.6兆円の増加、地方交付税の不交付団体における水準超経費を除いた一般財源総額についても0.4兆円の増加となりました。

また、地方が強く求めてきた地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算については一部縮小されたものの、他方で地域の元気創造事業を創設し、従来の特別枠の水準の確保に向けた工夫がなされているほか、臨時財政対策債が縮減されるなど、地方財政の健全化の観点からも一定評価できるものと考えられます。

しかしながら、社会保障の充実や自然増、昨年度の給与削減分の復元、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う歳出増等を考慮すると、一般財源総額としては前年度比で実質的には減額と言わざるを得ないと考えています。

こうしたことから、本県の予算編成は大変厳しいものとなりましたが、歳入面で最大限の財源確保に取り組んだ上で、厳しい優先度判断による事業の選択と集中により、予算の重点化を図ったところであります。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 国と地方の関係というのは、私、地方は、絶えず国に対して地方分権を強化していく、国にコントロールをなるべくされないように、そういう思いで首長は頑張っていたきたいなというふうに思いますし、今、限られた非常に厳しい状況の中で予算を組んだという知事の思いを聞かせていただきました。

今後、これから地方財政、かなりまた厳しいことが出てくると思います。軽自動車税なんかも増税がやってくる。もう既に、今回の予算でも自動車取得税がなくなる、なくなるというのは減額してなくなっていく。結局、地方

独自の収入がどんどん減っていく。それが、地方法人特別税なんかは、地方での税収を国へ巻き上げて、国のものとしてまたばらまくような、そんな動きもごさいますので、ぜひこういった予算編成の節目節目で、国に対しての中央集権化に対して一定の距離を置いた考え方を絶えず持っていたきたいなど、そのことを申し添えさせていただきます。よろしくお願ひします。

課題が多いので、次へ行かせていただきます。

次は、平和政策について申し上げたいと思います。

今こそ地方から平和をと、たしか去年もこの場で平和のお話をさせていただきました。その後、随分状況が変わってきているというふうに私は思っております。

先月、私は、伊勢市にある小さな映画館なのですが、カンヌやベルリンやベネチアで賞を受けた新作の名作などを中心に上映している進富座というところがあるんですが、そこで「標的の村」という映画を見ました。内容は、沖縄県東村高江というところ、160人ぐらいお住まいのところなんです。平和な自然のところで静かに暮らしている集落なんです。突然そこへアメリカ軍のオスプレイの着陸施設建設計画が立ち上がったんですね。いろいろ訴えますけど全部はねつけられると。最終的に、自分たちでできることといたら座り込みしかないの、座り込んだんですね。そうしたら、たった7歳の女の子も含めて、いわゆる通行妨害ということで、逆に国がその人たちを訴えるという事件が起きました。

それは今、裁判中で、それをドキュメンタリーでやっている映画なんですけど、私、それを見まして、一体地方自治って何なんやろう。国の大きな必要性というか、国を守るためとか、何かようわかりませんが、そこで住んでいる人たちを本当に虫けらのように踏み潰していく。沖縄の警察の方たちも沖縄の方なんですよね。やられる方も沖縄の方。本当に私、この姿を見て、映画を見て泣いてしまったんですけど、やはり日本の地方分権、今、守られているのかな、それともどうなっていくのかな、非常に悲しい思いをさせていただきました。

その後、私も去年お話をさせてもらって、近隣諸国と、仲よくしてもらいたいということに対しまして、知事はそういった交流なんかでも大事にしていきたいというお話もしていただいたように思いますし、博物館なんかでも平和のことをきちっと展示していただきたいというお話もさせてもらいました。戦争遺跡なんかもどんどん風化していくので、それも残したいという、残してくださいというお話もさせてもらいました。

しかし、私には国の流れがどうも真逆に映ってならないわけであります。これ、（パネルを示す）新聞記事を少し、新聞記事というか、見出しをちょっと自分が切り抜いてあったやつを並べてみたんですけれども、「首相解釈改憲に意欲」と、これ、参議院選挙で当選したときに記者会見で言いました。それから、法の番人であります法制局長官、これも集団的自衛権を容認派の人にかえました。これ、全部、見出しなので。

「『戦前を取り戻す』のか？特定秘密保護法案」という話が出てまいりまして、今年になってから、中国とか韓国をどんどんどんどん嫌いになる人たちが増えてきた。「首相解釈改憲意欲」ということで、これ、年頭記者会見は伊勢でやっているものだったんですね、伊勢でもそんなことを言っている。

今度、NHKの新しい会長は「しょうがない」ということを言いましたね。NHKの中立性はどうなんやという議論がありました。

今度は、今までなかった、専守防衛が骨抜きになる、これ、防衛省の話がありました。そして、社説では、幾つかの新聞が今は踏み出すときではないんじゃないかということをおっしゃっております。あと、今日の新聞でも既に出ておりますけれども、今度は、憲法の改正が難しかったら、解釈改憲、解釈でええやないか、そういう流れが今あるわけであります。

その間、自民党の石破幹事長、特定秘密保護法案への反対という人たちに対して絶叫はテロであるという発言もありましたし、こんなこと、特に会長は、NHKの会長さん、伊勢市出身の方でありましたけれども、突然かえられてしまった。梶井会長を就任させたらとんでもないことをどんどんと言い

出したということで、非常に心配をしているところでございます。

集団的自衛権行使というのは、不戦の国から戦争のできる国へ憲法解釈を変える極めて危険なことだというふうに私は思っております。この見出しの流れが、日本を本当にくっきりと、何としても憲法解釈を変えようという、そういう動きが見えるわけであります。

国民の中にも、ネット右翼的な若い人たちが急激に今増えているという現象があります。いわゆるナショナリズムの台頭を許していく、そんな雰囲気政治の中にもあるのではないかという心配をしております。

三重県は、伊勢のほうですけれども、憲政の神様と称された、1890年の国会開設から連続60年当選をした尾崎行雄さん、罌堂さんと言われておりますが、こういう政治家がみえました。尾崎さん、罌堂さんは、普通選挙の「普選」、それから、戦争をしないという「不戦」、この二つの「ふせん」を訴え続けてきた政治家でありました。また、狭いナショナリズムを批判して、愛国心よりも人類愛を大事にしようということを説きました。世界平和も訴え続けてきた政治家であります。

彼が、今、政府が変えようとしている新憲法が公布されたときに、若い人たちに『民主政治読本』というのでこういうことをおっしゃっているんですね。新憲法の花は、何といても戦争放棄の大宣言であろう。戦争放棄を新憲法の花とすれば、国民の権利義務を規定した第3章は新憲法の実である。この権利義務は何かというと、民主主義の基盤である自由、平等、生存権ですよね。この保障が尽くされていると。この3章には尽くされているんですね。

憲法前文の平和の部分についてはこんな表現をしています。実に立派な憲法である。まぶしいまでに光り輝く憲法である。こいねがわくば、この憲法が猫に小判を、豚に真珠を与えたような、宝の持ち腐れにならないことを切に祈る。若い人たちにそういう文章を残しています。

まさに今、罌堂さんの心配したことが起こっているのではないかというふうに思っております。憲法は時の権力者を縛るものなんです。時の権力者が、

自分にとって都合が悪いので、勝手に簡単にこれを変えられないようにしたのがこの憲法なんです。しかし、変えられなかったら解釈で何とかしよう、なかなかそれが難しかったらもう国会議論をやめて閣議決定してしまおう、そんな議論が今、国会でなされています。特に様々な分野での中央集権化が始まっている今日、集团的自衛権の拡大、その先は、やっぱり地方へ回ってくるのではないかと、地方でこんな議論をせんならんようなことになるのではないかと心配をしております。

そこで、三重県を預かる知事といたしまして、地方分権を守り、平和への思いをちょっと語っていただきたいと思います。そして、また、三重県出身で憲政の神様と称され、世界平和を訴え続けた政治家、尾崎弴堂さんに対する知事の思いを聞かせてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 答弁させていただきます。

議員から御指摘がありましたような、いわゆる右傾化というようなことなどについては、定義が明らかではありませんし、人によって解釈がまちまちでありますので私がコメントするのは控えたいと思いますけれども、いずれにしても外交や安全保障というのは、大局的な観点、それから、個々の政策の適正性に関する視点など、様々な観点から国政において十分御議論いただくことが大事だと認識しています。地方に少なからず影響を及ぼすものでもあろうかと思っておりますので、私どもとしても議論の動向を注視していきたいと思っております。

尾崎行雄氏につきましては、私も1人の政治家として、多くの学ぶべきところがあると考えています。また、民主主義と平和主義の精神を広く世に訴え続けた氏の様々な言動についても、共感するところも多くあります。

憲法のお話がありましたけれども、私は特別職公務員の三重県知事としては現行憲法を遵守して職務執行を行うというのが前提であると認識しています。その憲法のあり方などについては国民の意識や時代の変化などの中で様々な意見があることは承知しておりますし、議論が行われる際には広く国

民的な議論が必要であると考えております。

また、平和への思いということでありますけれども、昨年11月にも山本議長とともに沖縄県糸満市の沖縄三重の塔にも行かせていただきましたし、今年で69年を迎えます。また、来年で戦後70周年を迎えるということでもありますので、我々としては、この希望と活力に満ちた三重県ということ、そしてまた、次世代にそういう平和を届かせていくこと、そういう形で手渡していくということが大事だというふうに思っておりますので、そういうことを胸にしっかりと県政に励んでまいりたいと思います。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 戦前、国が本当に大変な勢いでいろんな情報を発信しながら日本を変な方向へずっと持っていったという歴史を持っているんですね。そういうことにならないようにということで、300万人の方たちが犠牲になった上で、日本の後の繁栄ということで平和の憲法ができたというふうに私は理解しておりますので、そんなときに、やはり今の時代ですので、地方の首長が、これは変なことをしてきたなというときに、これは国の言うことやで仕方がないということで何でもかんでも聞き出したら大変なことになるというふうに思いますので、知事はこれからも、我々と違って長い人生を、日本を背負っていってもらわないけませんので、その辺をぜひお願いしていきたいなと、そのように思います。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

少子化対策について、今回の議会でもたくさんの方々がこれに触れられるというふうに思っておりますので、一部になるかというふうに思います。

知事の、執行部の少子化対策、随分力が入っているということを感じております。少子化対策の方針を読んで、ちょっと私の感想なんですけど、こういうことが書いてありますね。みえ県民意識調査の結果、県民の幸福感は、未婚者より既婚者が高い、既婚者では、子どもがいるほうがいない人よりも高い、さらに、子どもの数が多くなるほど高い、まではいいんですけども、いいというか、これはアンケートです。我々は、どうしてもその次に、だか

ら婚活だというふうにつながってしまうように読んでしまうので、いろんな方がいろんな読み方をしていると思うんです。

実際、平素から子育て支援をしっかり頑張ってみえる方に、ちょっとこの方針を見てもらったんです。そうしたら、これ、おじさんの発想やないのという声を聞きました。確かに、婚活とか家庭のきずなどか、個人の世界にそこまで行政が介入はどうか、そんな声もあることはあるんです。

現状の傾向として、男女ともに、確かに高学歴で安定した仕事につくと結婚願望もなくなって晩婚化が進むケースも見られる。これが少子化が進む一因ではあると思います。

一方で、逆に、育児放棄とか児童虐待等によって支援の必要な家庭も増えてきているんですね。先般、児童相談所主催の里親説明会に、ちょっと私、行って来たんですが、里親をされる方のお話も聞かせていただきました。また、関係者からもお話を聞いたんですけれども、母親、子どもが様々なリスクを持って、親が育児ができない環境がある。保護の必要なケースがどんどん今増えているそうです。そして、その子が成長してまた同じことが繰り返される、いわゆる負の循環が、負の連鎖が続く場合もあるとのお話を聞かせていただきました。

こうしたお子さんたちに対する支援というのは非常に重要だというふうに思います。そういった支援をする応援団の一つが里親さんなんですけれども、里親さんに対して、数に対して子どもさんが追いつかないという、そんな状況もあると聞いております。

また、子どもは欲しいんやけれども、子どもを産むとお金がかかる、教育費も大変や、子どもをつくるとまた働けんようになるかもわからん、あるいは経済的に厳しくなる、そういうのが一般的というふうに聞いておりますし、婚活、全く否定する気はないんですけれども、その前に幾つか取り組むべきことがあるのではないかとということで聞かせていただいております。今結婚されている皆さんが、もう一人子どもを産んでみようかな、そういう政策があれば、これは婚活の確率がどれぐらいかわかりませんが、そういっ

た部分もしっかりと力を入れていただきたいなというふうに思っております。

ますます少子化が進みますので、労働力不足で女性の社会進出もどんどんあると思います。そんなとき、働いている女性の、子どもは欲しいけれども、何が一番困るの、そんなところもしっかりと把握していただきたいなというふうに思っております。

例えば、私がちょっと聞いたのは、やっぱり働いておって、子どもが熱を出して、一般の保育所へ連れていって働いていますけれども、子どもが熱を出したりするとどうしよう。そんなときに病児保育の制度があるわけでありましてけれども、今、その病児保育というのがどれぐらい浸透しておっようなのか、そういったことが浸透されているのかどうなのか。

あるいは、家庭のきずなをいうのであれば、労働団体、国も県も市も絡んで、今、仕事と生活の調和ということでワーク・ライフ・バランスという制度もあります。これにどれぐらい力を入れていただいているのか、そういったことも大事ななというふうに思っております。とにかく、育児・介護休業をとりやすい環境をぜひ整備していくということかなというふうに思っております。

また、幾つかの幼稚園で、ちょっと職場体験なんかもいいのかなというふうに思います。これは後ほど聞かせてもらいたいというふうに思いますけれども。

婚活のやり方も、いろんな作業とか事業と一緒に一定期間やっていくような、そういうような、お見合いっぼいのじゃなしに、そういうのであればまた違う部分があるんじゃないかなという感じもしますので、全般的に、ちょっと今回の少子化対策の熱の入った知事の答弁を聞きたいなというふうに思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 少子化対策についての御質問がありましたので、答弁させていただきます。

まず、本県における少子化対策を進めるに当たりましては、昨年7月に三

重県少子化対策総合推進本部というものを設置しまして、少子化の要因となる課題について、現場のニーズなども踏まえまして、地方目線、当事者目線で洗い出し作業を部局横断的に進めてきたところであります。これらの課題を解決するために、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに、働き方というものを加えた分野ごとに取り組を整理し、これまでの県の取組として比較的手薄であったライフプラン教育の部分とか、妊娠、出産へのきめ細かな支援とか、男性の育児参画であるとか働き方などの部分に新たなポイントとなる取組を加えて、切れ目のない支援を行うこととしています。

個別の課題のうち、先ほど議員から御指摘がありましたような、まず、リスクを抱えた子どもたちへのサポートについては、虐待を受けて、大切にされる体験を奪われ、安心感や自信を獲得できていない子どもなど、社会的養護が必要な子どもには、特定の大人との継続的で安定した愛着の関係のもとでの養育が重要です。一方で、家庭復帰する場合には、子どもの健やかな育ちを支えるために、当該家庭に対して様々な支援を行っていくことが必要となります。このため、平成26年度は、三重県家庭的養護推進計画の策定を行うなど、家庭的養護を推進するとともに、児童虐待の初期対応以降に子育て家庭に対する的確な支援を行うための、新たなアセスメントツールの研究開発に取り組みます。

また、ワーク・ライフ・バランスの向上のためには子育てしながら働きやすい環境づくりが重要でありますことから、地域のニーズの高い病児・病後児保育事業については、平成26年度に病児・病後児保育の施設整備に関する新たな補助制度を創設し、実施箇所の拡大を図っていきたいと考えています。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの関係では、女性の復職支援であるとかマタニティ・ハラスメントに関する研修なども行う予定であります。

そのほか、少子化対策の取組のポイントとしては家族のきずなづくりが重要と位置づけておりまして、家族観の醸成を図るため、中学校教員や県立高校生を対象としたライフプラン等に関する講演会を開催するほか、小・中学

生を対象として乳児ふれあい体験を行う市町を支援するなどのライフプラン教育に、これまでよりかなり充実して積極的に取り組むこととしています。

こうした少子化対策の取組は非常に多岐にわたるところであり、今後も様々な現場の課題やニーズ等を把握しながら、県民総ぐるみでの県民運動を進めていきたいと考えています。

何か誤解があるのかもしれませんが、計画のどの部分を見ていただいても、一丁目一番地は婚活です、なんて一言たりとも書いていません。結婚支援が必要だということ、それは、晩婚化、そして、合計特殊出生率の因果関係において、生涯未婚率の上昇というのが要因であると、統計上因果関係があるので、その部分にも支援が必要ですよ。しかし、それは県の役割を超えずに、補完的、広域的な役割を果たすということでやっていこうではありませんかということしか書いていないと思いますので、おおむねは、例えばメディアで一番取り上げられている回数も、男性の不妊治療であるとか、マタニティ・ハラスメントのところであるとか、そういうところのほうは圧倒的に多いと思っていますので、婚活ばかりが注目を浴びているというのは、僕はその御指摘は当たらないんじゃないかと思っていますが、一方で、民主党の部門別会議で出された経済政策の方向性においては、希望する者が安心して結婚できる社会を構築、というのが示されたとの報道がありますので、結婚の支援の部分についての必要性の認識は同じであるというふうに考えておりますが、いずれにしても、少子化対策、各家族ごと、子どもごとに、それぞれに状況が違います。したがって、どの政策が100%満点とか、どの政策だったら100%の家族や子どもたちや母親や父親がオーケーという政策というのはなかなか難しいと思いますけれども、いずれにしてもきめ細かに対応していくという姿勢で、真摯に市町とも連携して、いろんな皆さんの御協力を得てしっかりと進めていきたいと思っています。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 知事の意気込みを聞かせていただきました。

婚活が前面に出ているという雰囲気ではないというふうには私も思います

けれども、ただ、たくさんございますのでね、政策として。今度は新しい三重県少子化対策県民会議をつくって県民総ぐるみで運動をするということになったときに、運動のときに、それぞれ自由で結婚されない方もみえますので、そういったところに、あるいはお子さんがみえないところとか、そういったところに、県民総ぐるみになったときに少し、人の生活のというか、個人の中に入り込むということのないようにしていかないかなのかなと思いつつ、また、逆に、連合なんか一生懸命、今、ワーク・ライフ・バランスに力を入れる。でも、これは、まさに労働者も、そして企業も有利に働くということでございますので、その辺、力を入れていただきたいというふうに思っています。

1点、ちょっと再質問ですけど、先般、私、1月に、伊勢市内の幼稚園と保育所をずっと、大体回ったんです、ちょっとお話を聞かせてもらいに。そのときに、ある園で中学生の子が子どもさんと遊んでいるんですよ。何といったら職場体験ということで、その園長さんが言われるのは、思春期にそういう小さいお子さんを抱いたり、あるいはお世話をしたりすることは、多分、何年か、適齢期になったときに、そのときの子どもっていいなという感じを持つのではないかと。

じゃ、先生、一遍、どんな感想文がある、というもので、昨日ファクスで送ってもらったんですけども、こんな言葉がありました。私は、時がとめられたらいいのになと思いました。3日間なんです、インターンシップが。3日なんてあっという間でした、でも、こんなに気持ちが幸せになれるので、ずっとおりたいと思いましたという文章がありました。もう一人の方は、今日が最後のインターンシップだと思うと、3日間はとても短かったと思いました。私に話しかけてくれる子や、わからないことなどを聞きに来てくれる子も増えて、とてもうれしかった。

こういう多感な時期にお子さんとふれあう、このことが、それが突然子どもが欲しいということになるかならんかとか、そんなのは別にして、今、私たちの時代と違って小さい子どもさんとふれあう機会がないので、教育の現

場で少しそういった実態なんかも調べていただいて、そういった活動も入れていただくのはどうかと思いますので、1点、その部分だけ再質問させていただきます。

○**教育長（山口千代己）** 議員から紹介いただきました中学生の幼児とのふれあい体験についてでございますが、中学校の技術・家庭科では全ての生徒が幼児の生活と家庭の分野を学ぶこととされております。平成25年現在の調査でございますが、県内公立中学校におきましては、幼稚園、保育所での直接体験が51%、子育て支援センターや育児サークルでの体験が4%、その他が45%と、何らかの形で幼児とのふれあい活動などが実施、あるいは今後予定されているところでございます。

また、総合的な学習の時間におきましては、地域の幼稚園や保育所の協力を得て職場体験活動を実施し、おんぶやだっこといった体験をし、中学生が保育士の仕事を経験することを通して、幼児とふれあうことの楽しさや幼児の成長にかかわることの意義などを感じていると思います。

こうした活動は、中学生が幼児をいとおしく思う心を持ったり、幼児とともに成長できる自分に気づく、あるいは親への感謝の気持ちや家庭が心安らぐ場所であることを感じることでできる機会となっており、そういった点からも少子化対策につながるものと考えております。

今後も中学生が家族や家庭のあり方を考える機会を設けるため、中学校における幼児とふれあう活動などの一層の充実に向けた取組を、幼児教育関係者の協力を得ながら、市町教育委員会と連携して進めてまいります。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○**44番（中村進一）** 教育委員会としても小さいお子さんと多感な子どもたちがふれあうということは一定の評価をされているんだなということをちょっと感じさせていただきましたので、今後そういった部分も研究もしていただきまして生かしていただきたいなというふうに思っております。

それと、ワーク・ライフ・バランスの部分、知事のほうから随分と力を入

れていただくというお話があったんですけども、もし担当部局のほうでその辺の決意みたいなものがありましたらお願いしたいんですが。

○雇用経済部長（山川 進） 職場におけますワーク・ライフ・バランスを進めるためには、やはりフレックスタイム制度とか短時間勤務労働等の多様な働き方の導入が有効だと考えております。そのため、平成26年度におきましては、就業規則の改正を行うため、中小企業ではなかなかそういう人材が不足しているといったことで、専門家を派遣いたしまして、就業規則とか労働規則などを変えながら、そういった方々に働いていただけるための職場づくりということで、国の地域人づくり事業を活用いたしまして、仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業というのを新たに設けて実施していきたいと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 私、ワーク・ライフ・バランスの勉強をしまして、これ、まさに、次、質問させていただく中小零細企業対策にもなるんじゃないかなということを思わせていただきましたし、家庭のきずなという言葉が出ていましたけれども、家庭のきずな、外から手を突っ込んでできるようなものじゃないので、今、早くうちへ帰って家族団らんが、何でもないことなんですけども、それが三重県全体で、あちらこちらでできるような、企業も理解していただいて、そういうことが、もしかしたら将来、三重県の少子化対策に自然とつながっていくのではないのかなというふうな感じもしておりますので、その辺、労働団体なり経営団体との連携をぜひとっていただいて頑張っていたきたいなということを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

次は、これも今回随分力を入れていただいております、我々も待望の三重県中小企業・小規模企業振興条例案というのが上程をされております。この条例を機に、どうやって小規模事業者を支え、守り、生かすのか、この点について伺いたいと思います。

ずっと言われておりますが、中小企業は合わせて99.7%、そのうちの87%

が小規模事業者なんです。小規模事業者は、まさに日本の地域経済を支えております。さらに、今まで何度も申し上げてきました、小規模事業者の皆さんは地域で、消防団員であったり、ボランティアをしたり、PTAの役員であったり、地域づくりの中心メンバーであったり、あるいは地域のコミュニティにとって、これは本当に欠かせない存在なんです。今回の条例、小規模事業者で90%の皆さんに光を当てるといって大変価値のあることだと大いに評価をさせていただくところであります。また、期待も大きいんです。

国も、小規模企業活性化法案を次の通常国会で、そちらに向けて動いておりますけれども、私はぜひ国に先んじて、国をリードするような実効性のある条例にさせていただきたいというふうに思っております。

でも、地域を回っておって、いや、今度、中小零細企業にとってこんな条例ができるんですよ、こんなのをやっているんですよ、それ、私らにどんなことをしてくれるのと、こう言われると、なかなか答えづらいところがあるんです。私、本当に小規模事業者が元気になる条例になっているのか、単に小規模企業という言葉をあちこちにぱっぱぱと張りつけただけであっては全く実効力がないわけでありますので、そのアクションプログラムはあるのかなのか、どうなっているのか聞かせてほしいと思います。

小規模にも、元気なといいますか、海外進出できるような新産業なんかをやっているようなところもあれば、どんどん伸びていくところと、逆に、地域に、先ほど申し上げましたように根づいて、しっかりと地域を支えて、存在をすること自体が地域のコミュニティを守り続ける、そんな小規模事業者もあるわけです。それぞれに対応した支援のあり方があるはずなので、その点についても聞かせていただきたいと思います。

それから、これは条例の第23条に三重県独自のみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会というのが書いてありますが、これが私はポイントだというふうに思っております。実践者として商工会とか商工会議所をどうやってかましていくとか、生かしていくとか、そういうことが大事かなと

思っておりますし、また、特に商工会の方々は、会員が全て小規模事業者であります。ということで、長年事業所へ向ういて、金融系をはじめ、様々な相談に応じてきております。こういった小規模事業所の実態を把握し尽くしている、こういった方々のノウハウを私は生かすべきだというふうに思います。実際、どのような体制で小規模企業の振興推進協議会を動かしていくのか、その点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県中小企業・小規模企業振興条例を実効あるものということで2点御質問をいただきました。

まず、1点目、全体的にはどのように小規模企業を振興していくのか、アクションプランがあるのかということでございます。

小規模企業の中には、地域で持続的な経営を行う地域密着型の企業もあれば、成長分野や海外市場など新たな事業展開に取り組もうとする企業もあるなど、県内には多様な小規模企業が数多く存在しており、小規模企業は県内企業の約90%を占め、議員御指摘のとおり、地域のコミュニティーの経済や暮らしを支える大変重要な存在であると認識しています。

こうした現状認識に基づき、今回の三重県中小企業・小規模企業振興条例案では、全国で初めて中小企業と小規模企業を併記することとし、基本理念において、小規模企業の果たす役割の重要性を鑑みて振興することとしました。

そこで、今回の条例案における小規模企業に対する支援、実効あるものにしていくということで何点か申し上げたいと思いますが、まず、一つは、小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築していくんだということであり、具体的には、経営不振や担い手不足に直面する小規模企業や支援策の情報を得ることが難しい小規模企業に対して、実践的なアドバイス等を実情に応じて行っていくための総合的な相談窓口を設置することを考えています。国が各都道府県に設置を検討しているよろず支援拠点事業というのを、財源としてはそういうのを活用して、県独自のそういう新たな相談窓口をつ

くって、きめ細かに実践的にアドバイスをしていくということ。

そして次は、小規模企業の支援に対しましては、これまでも御努力いただいています地域の商工会や商工会議所等の関係団体の取組が不可欠であると考えておりますので、条例案では、それらの関係団体が実施する取組に県として必要な施策を講じるということにしております。具体的には、小規模事業等支援事業費補助金において、それらの関係団体が行う経営相談や経営指導を引き続き支援していくということ、それから、地域特性活用促進事業において、それらの関係団体が行う、販路開拓など小規模企業の課題解決に向けた取組を支援していきます。

さらに、経営資源の確保が困難である小規模企業にとっては1社単独での新たな事業展開は難しいことから、小規模企業同士、あるいは小規模企業ともう少し規模の大きい企業、そういうものの連携が重要かつ効果的であると考えております。そのため、条例案においては県として小規模企業等の連携を支援するというふうにしていまして、具体的には、小規模事業者支援連携プロジェクト推進事業において、小規模企業等の連携による商品開発や販路開拓、新たなサービスの創出といった小規模企業のトライアル事業の支援を実施してまいります。

今回の条例案では、こうした小規模企業に重点を置いた支援とあわせまして、三重県版経営向上計画の認定、これは、ステップワン、ステップツー、ステップスリーと、それぞれの小規模企業の状態に合わせてきめ細かな支援を受けられる、専門家派遣とか相談とか、県単融資とか補助金とか、そういう計画をもとにステップアップしていけるような、そういう三重県版経営向上計画の認定であるとか、非常に、中小企業の皆さん、小規模企業の皆さんからニーズも高かった人材の育成確保、資金供給の円滑化、事業承継の支援、こういうものを、5000社アンケートとかで多く出されました中小企業、小規模企業のニーズやそれぞれの特性に応じた支援を行うこととしておりまして、これらの支援を通じて、地域の経済や暮らしを支えていただいている小規模企業の皆さんの意欲を引き出し、その発展につながる、そんな支援に取り組

んでいきたいと考えております。

それから、推進協議会でありますけれども、やはり議員も御案内のとおりでありますけれども、例えば南のほうの小規模企業の方と北勢のほうの小規模企業の方では状況が違いますので、地域を5ブロックくらいに分けて、そこに、関係団体の皆さんとか有識者の人とか、あとは当事者の皆さんとか、そういう方々に入っていて、それぞれごとに目標を決め、PDCAを回し、フォローアップとか、あるいは進路変更などもしていく、そういうきめ細かな進捗管理を推進協議会において行っていきたいというふうに思っております。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 知事からかなり丁寧な答弁をいただきました。

それから、ちょっと気になっておりました推進協議会も、県内5カ所に分けてそれぞれ結構きめ細かいことをやっていただくということで期待をしたいというふうに思いますが、ただ、考えてみますと、90%の、本当に20人以下、あるいは5人以下の、そういう中小零細企業の人たちに対する手当てですので、先ほどの少子化対策も一緒ですけれども、対象となる人が物すごく幅も広いし地域も違うので、これを実効力あるものにするためのプロセスというのは非常に大変だというふうに思いますが、全国では余りない形での条例づくりなので我々も応援もさせていただきたいというふうに思いますし、しっかりと、従来からやってきた、商工会あるいは商工会議所の皆さん、民間の皆さんも巻き込んだ形で前へ進めていただきたいと思います。

それから、もう1点、県としてすごくかめる方法として、無理にひっつけたわけではないんですけども、公契約条例の制定について執行部の考え方をお伺いしていきたいと思えます。

従来から私どもが提案してきた公契約条例というのは、まさに下請、孫請で働く建設業をはじめ、小さいところが入札のときに、やっぱり賃金とか労働条件なんかはめ込んだような、そういう公契約をするべきではないかということで、まさにこれがそういった人たちの生活の安定につながるという

ふうに思っております。

今回、小規模事業者の条例ができたということは、今まで我々も、公契約法の推進ということでこの議会でも議決もしておるわけでありましてけれども、また、舟橋議員や藤田議員らもその具体性についてここで強く訴えてきたわけでありましてけれども、今回、小規模事業者の条例ができるのとあわせて、建設業者だけやなしにもっと、県と公契約するところはいろんな職業の幅も広がるわけなので、そういったところに対しても、今、知事はいろんなことをやられると言っていたいただきましたけれども、もっとそういった今ある既存の仕組みの中でもう一步突っ込む、今こそ公契約条例をやるべきではないかというふうに思っております。

何でこんなことを言うかといいますと、今、長野県議会でそれが議論真っ最中なんです。昨日、長野県議会の議員から原案を送ってもらったんですが、それを見たら、条例の中にはこんなことが書いてあります。地域における雇用の確保、県内中小企業者の受注機会の確保、事業者の有する専門的な技術の継承、持続可能で活力のある地域社会の実現に資することなど、まさに私どもが三重県中小企業・小規模企業振興条例で言っている精神と同じものが入っているんですね。当然、賃金とか労働条件も入っておりますけれども、そういった意味も含めまして、この部分もちょっと、そろそろ前を向いて動かすべきではないかと思いますが、その点、再質問させていただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 公契約条例の制定についてでありますけれども、県内の中小企業や小規模企業の振興については、地域雇用の維持拡大、ひいては賃金の維持向上につなげていくことも大切であるというふうに認識しております。

公共調達において、本県では適正な価格による契約を進めることが賃金水準の確保になると考え、低入札対策の強化に取り組んでいます。

公共工事については平成16年度から、価格だけでなく技術力などを評価する総合評価方式を導入し、平成23年度からは、低入札に対しては下請業者と

の契約内容などの審査を含む施工体制確認型総合評価方式を導入しました。

また、物件関係においても平成18年度から、清掃・警備業務委託などで総合評価方式を導入しています。

総合評価方式においては、同時に低入札価格調査を適用しておりまして、こうした制度の運用によって不当なダンピングを防止し、品質や人件費水準の確保につながっていると考えております。

また、公共工事においては、予定価格の算出基礎となる設計労務単価、資材単価の適正化や、低入札調査基準価格、最低制限価格の引き上げを行っています。さらに、賃金等の急激な変動に対処するための、いわゆるインフレスライド条項による変更契約を可能にするなどの取組を行っています。

このような状況を踏まえまして、公契約条例の制定につきましては、国や他県の動向などを注視して研究してまいりたいと考えております。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 今の答弁の最後のほうに、国、他県の状況というお話がありました。今までの答弁も、県土整備部長のほうからの答弁の最後のところでその辺もございましたので、今、私が申し上げたのは、長野県がまさに今議論の真っ最中で、ほぼ修正なしでいこうという話の中に、中小企業を守っていくという同じような内容が公契約条例の中にありましたので、また後ほど研究をしていただければありがたい。

中小企業を守っていくというのは、さっきの少子化のところでもありましたけど、ワーク・ライフ・バランスなんか守ることにつながるであろうし、こういう公契約条例をつくっていくこともまた守っていくことにつながるのではないかというふうに思っております。

私、先般、違うところの勉強会で、原発の現場で働いている人の話を聞かせてもらったんですよ。今もすごい放射能漏れしていますけれども。そのときに、幾らなのといったら、本当に1万円を切るというか、大変ひどい労働条件で働いているんですね。私はあんな危険なところやすごいお金ももらっているんやろうなと思っていましたら、結局これは、業界の大手、それ

から下請、孫請、その下の下の下のところへずつと行っている。そういったことも防げるような、そういう条例、せめて公が出すものはそういうことにならないようにというふうなことを思わせていただいております。ぜひよろしくをお願いします。

最後の質問に移らせていただきます。

御遷宮、いろいろと知事も活躍もしていただきまして、無事終わりました。知事もよく20年後の三重県ということをおっしゃいます、まさに御遷宮は20年ごとに行くわけでありますけれども、さらに本物の三重の発信をという表現をつけました。これは、私は20年後、多分、伊勢神宮はああいう状況で総力を挙げて地域も頑張ってますけれども、伊勢湾はどうなのかなということに絡めて質問させていただきます。

1420万人の方が外宮、内宮へ参拝されました。私はこれは、伊勢神宮ということ、それから、県も挙げて一生懸命情報発信してもらった、これもあるというふうに思います。それから、市民の方々もすごい頑張りました。連日、遠いところから来る人たちをボランティアで朝早くからやっていた。それもありますけれども、やっぱり基本は、伊勢神宮、1300年続く、この本物を見たいというところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

伊勢神宮には、外宮は食の神様でありますけれども、地域でとれた、本当にすばらしい、おいしい産物が供えられるわけですね。それが、建物もそうですけれども、いろんな文化もそうですけれども、やっぱり食とセットになって本物なんですよ。

先般も、答志島の旅館の皆さんが、旬の海の幸ということで、伊勢音頭を歌いながら宇治橋を渡っておる写真が新聞に出ておりましたけれども、それによりますと、旬の海の幸で、イセエビ、タイ、カキ、サワラ、生ワカメ、チリメンジャコなどを奉納しているんですね。これが、恒久的に三重県の本物の情報を発信し続けることができるということは、この産物がとれる環境を私たちがつくっていかなくてはならないということなんですよ。伊勢志摩へ行ったら、あるいは三重県へ行ったら、神様と同じ新鮮な食べ物がいた

だけの、そんな三重県にしていく必要があるというふうに思います。そこで、おいしい、三重県のはすごいなということで、三重テラスも生きてくるわけだというふうに思います。

今、知事、いろいろ海女さんの応援をさせていただいております。海女の漁が全国で初めて県の無形民俗文化財に指定されました。しかし、海女さんが存在するというためには、これまた海が生きていなければならないわけがあります。沿岸の環境が維持されていることで初めて海女さんが生活をできるというふうに思います。もっと具体的にいいますと、潜ったときにアラメとか海藻がいっぱいある、アワビやナマコが生きていく環境があるということが大事だと思います。

県内には今、978人の海女さんがみえるそうですけれども、彼女たちがいる、存在するという事は逆に、海もそうですけれども、地域の過疎化の歯どめにもなっているんですよね。女性がいつまでも元気で働けるという状況につながると思います。

じゃ、海的环境はどうなっているのかということで、私、実はこの2月10日、11日と答志島へ行ってきました。10日は、島の漁を支えている働き盛りの漁師さんたちが、答志島のメーンの祭りで神祭というのがあるんですけど、芝居の練習をしておるということで漁協の2階へ行かせてもらいました。地元の答志島の出身の浜口一利市議会議員とか、あるいは中村欣一郎県議会議員、吉川新議員も同席させていただいてお話を聞きました。

皆さん、島の周りだけで漁業をしておるのではなくて、伊勢湾全体に行っているんですね。もう本当に隅々まで海の底をようわかってもらっていました。漁法も、ノリをやっている人とかいろいろあります。ですから、彼らと話をしておいて、伊勢湾の状況がすぐわかりました。

また、翌日は、答志島は海女さんがおりますので、80代の海女さん2人と中堅の海女さんに来てもらってお話を聞きました。海女さんのお話でおもしろかったのは、まちの人、伊勢とかやと思うけど、まちの人らはお金を出してスイミングに行くけど、わしらは海を銀行やと思って潜りに行っておるの

やと。行って、よう稼がせてもらっておるわという話を聞かせてはもらったんですけども、昔とどう、といたらやっぱり海の底は大変なことになっているという話でした。アラメも消えてしまっておりますし、えらい違いやと。

漁師の方からもお話を聞かせてもらって、伊勢湾に入った潮というのは左回りなんです、名古屋港へ行って、桑名の沖、四日市沖、津沖、松阪沖、そして伊勢、ずっと回ってきて島へ戻ってきたときは、潮は非常に悪くなっている、そんなことを言っておりました。特に津の沖のヘドロというのは、網にかかってきたら、ヘドロを上げると本当に上げそうになるくらいすごいにおいがするのがあの辺にあるよというようなことをおっしゃっていました。そして、また、流域下水道から流れる水もきれいなんですけども、生物にとってどうなのかという、そういう心配もしておりました。

2日間で私、感じたのは、やはり伊勢湾は病んでいるというふうに思います。漁師も海女さんも生活ができて魚も育つ、そんな伊勢湾から本物をとらないかんというふうに思います。水質とごみ対策、貧酸素水塊あるいはヘドロ対策等々、課題はいっぱいなんです。

そのことについて聞かせてもらいたいですけれども、まずは、いつもこの質問をさせていただきますと、3県1市と国などで策定した伊勢湾再生行動計画というのがあると聞いております。（パネルを示す）これがそうです。スローガンが「人と森・川・海の連携により」云々と書いてありますけれども、こういうことで、大変多くの方々が今これにかかわっていただいていることを聞いております。

もう一つ、じゃ、どんな段取りでいくのかというのがこれだというふうに思います。（パネルを示す）2007年度にできて、2010年から2013年度にかけて中間評価をして、ちょうど今中間評価をしているところで、これから行動計画に入ると聞いております。こういったことについて、今どんな状況になっているのかを聞かせていただきたい。そして、また、県として、漁師が食べられて、海女が増える、そんな環境面からの取組というのはどうなって

いるのか聞かせていただきたい。そこで初めて観光戦略、三重テラスで三重の本物を情報発信すべきということになるかというふうに思いますので。

また、議会のほうはということで、昨年、伊勢湾再生促進議員連盟というのを、館議員が会長になって、全議員が活動を開始しようとしております。当局の意気込みのある答弁を期待したいと思います。よろしくお願いします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 伊勢湾の再生に向けまして、平成18年2月に、国と関係自治体等で組織をいたします伊勢湾再生推進会議が設立をされまして、平成19年3月になりますけれども、平成19年度から28年度までの10年間を対象といたしました伊勢湾再生行動計画が策定をされたところです。この計画に基づきまして、伊勢湾を取り巻く愛知県、岐阜県をはじめ、国、NPOと連携して取組を進めてきております。

この計画につきましては、先ほど御紹介がありましたように、3年ごとに評価をし、計画の見直しを行うということにしております。本年度は中間評価を行っているところでございます。この中では、汚濁負荷の削減、あるいは海域の底質の改善、藻場、干潟の保全・再生といった九つの方針につきまして評価を実施いたしております。

評価の概要なんですけれども、まず、海域の環境基準の達成状況なんですけれども、汚れの指標でありますCOD、化学的酸素要求量ということなんですけれども、これは約50%の達成ということで横ばいで推移をしてきておりました、伊勢湾全体の明確な水質の改善傾向は見られないということでございますけれども、一方で、陸域からの伊勢湾に流入する汚濁負荷量は確実に減少してきているというふうに推察をされます。そのほか、藻場、干潟の保全・再生等の取組によりまして、一部生態系の回復が確認されるなど、環境改善の兆しも確認をされてきております。

そのほか、伊勢湾の景観、漁業に悪影響を及ぼしております海岸漂着物等の取組につきましては、NPOや行政が連携をいたしまして、流域圏が一体となった活動、こういったものが広がりを見せ始めているところでございます。

県といたしましても引き続き、陸域からの環境負荷削減のための生活排水対策、あるいは工場、事業場からの負荷削減の対策、それから、海域におけます環境改善のための藻場、干潟の保全・再生、あるいは海岸漂着物対策など、国や関係機関と連携をして取組を進めて、多様な生物が生息、生育する伊勢湾の再生に向けて粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 私のほうからは、水産物の関係で2点御質問いただきましたので、順次御答弁させていただきます。

まず、漁場環境の改善にどのように貢献するのかということですが、伊勢湾では、アサリ等の貝類の採集、また、ノリ養殖をはじめ、カレイ等の小型底びき網、イカナゴ等の船びき網など、多様な漁業が行われておりまして、重要な漁場となっております。

一方、海底付近の貧酸素水塊の発生日数というのがかなり増えておりまして、多い年で約160日あるということが確認されておりまして、近年、伊勢湾での漁場にとって深刻な問題となっております。

漁場環境の中でも藻場、干潟は、マダイやトラフグ等の稚魚の成育場、また、サヨリやイカ類等の多様な水産生物の産卵場として重要な役割を果たしております。また、海水中の窒素、リンの吸収や有機物の分解などの水質浄化機能も有しておりまして、生態系や環境保全の観点からも大変重要な場所となっております。

しかしながら、近年、埋め立てであるとか環境の変化によりまして、昭和30年以降の60年間で見ますと藻場の約97%、干潟の約60%が消失するということで、伊勢湾の漁場環境はかなり大きく変化しております。

このため県におきましては、伊勢湾の漁場再生に向けまして、平成16年度からこの25年度までに、伊勢市の二見沖であるとか津市の御殿場沖においてアマモ場0.4ヘクタール、松阪市沖や四日市市沖において干潟18.3ヘクタールという、こういう造成を行ってきているところです。

また、貧酸素水塊の発生による漁業の被害の軽減を図ろうということで、水産研究所が愛知県とも協力しまして、伊勢湾の貧酸素情報というのを毎年6月から11月まで、毎月2回交代で提供しております、漁業者への注意喚起を行っているというところでございます。

今後も藻場、干潟の造成を着実に進めていきたいと思っておりますし、水産の多面的機能発揮対策事業という国の事業もありまして、これを活用しまして、漁業者や地域住民が中心となって行っている藻場、干潟の維持保全活動、これをはじめ、民間団体で行っておりますが、漁民の森づくりや小学生を対象とした干潟の観察会など、こういうところへの支援にも取り組んでいき、水産物を育む豊かな伊勢湾の漁場が保全されるよう努めてまいりたいと思っております。

もう1点、水産物の発信をどうしていくかということで、これも大事なことだと考えておりまして、本県は非常に豊かな風土に生まれ、多種多様な水産物が水揚げされております。中でもアワビとかイセエビ、また、ありのりふぐ、的矢かきなど、非常に高いブランド力を持った水産物も全国に知れ渡っているところです。

また、平成24年度の観光客の実態調査報告によりますと、伊勢志摩を訪れた観光客のうちの約半数の方が、水産物に代表されるおいしいものを食べるということのを目的に上げておられます。県では、こういうこともありまして、県産水産物の情報発信ということで、昨日から今日にかけて、大阪でシーフードショー大阪というのをやっていますが、そういうところにマハタであるとかマダイ等の水産物の出展を行っておりますし、また、一方で、伊勢まだいやもちもちマグロなど、産学官の知恵や技術を結集して、新たな商品やサービスを生み出すような取組も進めているところです。

様々な大手の流通事業者とも連携した三重県フェアであるとか、本年度からやっております平成おかげ参りプロジェクト、こういうところでも三重県産の物産の発信を行っておりますし、引き続き行っていきたいと考えております。

おっしゃっていただいた三重テラスにおきましても、レストランのほうでは、レストランのメニューにいろいろ、イセエビを活用したものとか、尾鷲の直送の鮮魚を活用したものとか、そういうメニューも工夫してやっていただいておりますので、そういう機会も利用しながら情報発信をしていきたいなと思っております。

さらに、平成26年度の、私どもが今出させていただいている新年度の事業といたしましても、新たに、海女さんが漁獲した水産物であることをあらわすロゴマーク、それとか、それをパッケージしたときのデザインとか、そういうのも作成しながら、新たな高付加価値をつけて情報発信をしていくという、そういう取組にも力を入れていきたいと、また、関係部局とも連携しながら、情報発信については今後引き続き努めていきたいと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） ありがとうございます。

20年後も伊勢湾が美しく、また、豊かでおられるように希望したいというふうに思います。

最後ですが、同志で亡くなりました答志島出身の中村勝議員がこんなことを言っています。「私は伊勢湾から命をいただいて、育った一人であり、伊勢湾が私の母であるというふうに思っております。」ということで、私を育ててくれた伊勢湾、今、瀕死の状態にありますけれども。

○議長（山本 勝） 申し合わせの時間が経過しましたので、速やかに終結願います。

○44番（中村進一） そういったことも含めましてぜひ守り続けていただきたいということを申し上げまして終結いたします。ありがとうございました。
（拍手）

○議長（山本 勝） 48番 永田正巳議員。

〔48番 永田正巳議員登壇・拍手〕

○48番（永田正巳） 代表質問のお許しをいただきまして本当にありがとうございます。これで代表質問、昨年10月でございました、2回目をやらせて

いただくわけでございますが、あのときもちょっと白状いたしました。術後でございますが大変つらうございましたけど、あれから約半年、胃は4分の1しかありませんけれども、このとおり元気で頑張っております。これ、がんなんですね。がんだった。がんですけれども、私、実体験しまして、がんの早期発見なら、こんな、このように元気です。したがって、やっぱりがん検診の徹底は、三重県、真剣にやるべきです。そうすれば非常に、がん対策、私は案外達成できるんじゃないかと思っておりますので、これはまた余分でございますが、私のこの姿を見ていただいて、ひとつよろしく頼みます。

さて、三重県政1期3年間の成果と総仕上げについてということで、知事の思いをお聞かせいただきたい。ぜひひとつこの件については、もうあと残すところ1年でございますし、忌憚ない知事の御発言を期待いたしておりますのでよろしく願いいたします。

鈴木知事は平成23年4月の就任以来、間もなく3年が経過しようとしています。知事は当選後の6月の議会におきまして、今後の県政運営に当たって次の所信を述べられました。日本一幸福が実感できる三重を目指して、新しい三重づくりに取り組んでいくと。そのために、大きく三つの分野に分けて県政全般を展開することとされました。それは、安全で安心して暮らすことのできる三重、人と地域が輝き、個性や能力を生かすことのできる三重、働く機会に恵まれ、産業や経済が活発な活力ある三重をつくるでありました。また、別の機会には知事自らの言葉で、防災知事、営業知事、行革知事を目指すとおっしゃいましたね。

こうした知事の県政に対する強い思いは翌年、みえ県民力ビジョンとして具体化もされ、同時に作成された行動計画では平成27年度までの目標値も定められました。現在、このみえ県民力ビジョンと行動計画に基づき、県政が運営されているところであります。

みえ県民力ビジョンの基本理念は、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」であります。県民の幸福の実現が鈴木知事の目指す県政ということだと思います。

そこで、お伺いします。平成26年度は鈴木県政1期目の4年目、最終年度ですね。これまでの3年間、ビジョン・行動計画は2年間ですが、その間の成果をどう捉えていらっしゃるのか、よろしくお願ひいたします。

いま一度知事就任当時の所信を思い出していただき、日本一幸福が実感できる三重を目指して新しい三重づくりに取り組んでいくとおっしゃったことは、今、どの程度達成されたとお考えなのでしょうか、成果レポートでそれぞれ年度ごとに報告をいただいておりますが、3年間の知事の実感も含めてお聞かせください。また、そのことを踏まえ、改めて1期目の総仕上げとなる平成26年度への知事の思いはいかかなものなのでしょうか、お伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） この3年間の成果に対する実感と、1期目の総仕上げの年である来年度に向けての意気込みという御質問を頂戴しました。

私が知事に就任しました平成23年4月というのは、東日本大震災の発生から日が浅く、長引くデフレや円高などが相まって日本経済の先行きに対する強い不透明感が出ていた時期でした。そのときには、まずは防災対策と経済産業振興策を当面の課題として取組をスタートすることとしました。

また、平成23年9月には県内に甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害が発生し、その復旧、復興に向けた取組を懸命に進める中、平成24年3月にみえ県民力ビジョンを策定し、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に、みんなで力を合わせて新しい三重をつくる、県民力による協創の三重づくりを進めることとしました。

ビジョンでは政策展開の基本方向として、「守る」、「創る」、「拓く」という三つの柱を掲げていますので、その柱ごとに新しい仕組みづくりや基盤づくりとなった主な成果のようなものを御紹介したいと思いますけれども、これらも全て私1人でやったものではなく、議員の皆さんはもとより、職員や関係団体の方々など、多くの皆さんの力の結集のたまものでありまして、改めて感謝の思いが込み上げてまいる次第でございます。

少し御紹介させていただければ、「守る」というところでは、紀伊半島大水害や昨年の台風18号災害からの復旧、復興、三重県がん対策推進条例の制定、三重県地域医療支援センターの創設、あるいは、海岸堤防の緊急補強、三重県新地震・津波対策行動計画等、各種防災関係の取組を行いました。

「創る」という部分では、児童虐待防止に向けた体制強化、こども心身発達医療センターの建設の決断、平成33年の第76回国民体育大会の誘致、三重県地域少子化対策強化計画やグローバル三重教育プラン策定などに取り組みました。

また、「拓く」という部分においては、木曾岬干拓地におけるメガソーラー事業の開始、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるためのみえ森と緑の県民税の創設、みえライフイノベーション総合特区の指定、みえ産業振興戦略とその具体化に向けた中小企業・小規模企業振興条例案やみえ国際展開に関する基本方針の策定、三重県観光キャンペーンの展開、首都圏営業拠点三重テラスの開設、新たな道としての新宮紀宝道路やその他幹線道路網の整備促進に取り組んでまいりました。

これらにより、特に経済、観光、雇用などの面では、指標の改善、向上も見られているものもあります。

このようにビジョンを策定後の2年間で新しい仕組みづくりや基盤づくりを行ってまいりましたが、それらに加え、災害時には迅速に現場に対応し、多くの事件、事故に対する危機管理事案においても迅速に対応するとともに、企業誘致や海外展開によってトップセールスを行いました。また、市町との連携や県民の皆さんの生の声を重視し、市町長との1対1対談や、現場で頑張っている県民の皆さんとのみえの現場・すごいやんかトークなどを実施しました。また、県債発行抑制などによる財政健全化や人づくりを中心とした行財政改革などにも積極的に取り組んでまいりました。加えて、各種国への提言により実現、少子化の交付金とか南海トラフ特別措置法とか、あるいは海岸漂着物対策とかいろいろありますが、実現したものも幾つかありました。

一方で、国民体育大会の成績や障がい者の実雇用率など、ビジョンに掲げ

た数値目標が達成されず、全国で低位にとどまる取組が一部にあるなど、県民の皆さんに成果が届いているとは言えない、そういう面もあります。そういう意味では、全体の実感としましては一定の効果が出たなというふうな部分もある一方で、やはり、道半ば、まだまだ取組を加速しなければならないと思う部分もまだまだある、そういうような思いを実感しているところであります。

平成26年度は、私の知事任期4年の最終年度であるとともに、みえ県民力ビジョン・行動計画の3年目であり、行動計画に掲げた目標を計画期間の4年間で達成し、県政の諸課題を解決するためには重要な1年になると考えております。平成26年度三重県経営方針最終案にお示ししたとおり、県民の命を守る取組を大前提とした上で、チャンスを見据えた対策などに果敢に取り組んでいきます。今後、これまで築いてきた新しい仕組みや基盤を効果的に活用し、ビジョンに掲げた数値目標を一つ一つ着実に達成することにより県民の皆さんに成果を届けていける、そんな努力を日々全力で行う、そんな毎日を積み重ねまして、多くの皆さんの思いを実現していけるよう、遅進なく謙虚に、真摯に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ありがとうございます。

とにかく1期目でございますので、こうして、やっぱり今日に至りまして、かなり積極的に行動派で、県民の中に飛び込んでいただいて進めており、この姿勢については敬意を表し、本当に1期目にすればというような思いでいっぱいなんです。私がいつも申し上げておる精神は、全てにおいて三重県版の政策を推進することが大事なんだよということをあらゆるところで申し上げております。そういった意味では非常に、私は鈴木県政の思いが津々浦々に行き渡っていっておるのではなかろうかというふうに思わせていただいております。ぜひひとつ、これからも攻めの鈴木県政で頑張ってください。よろしく願います。

次の財政運営でございますが、この平成26年度に向けた思いになると思うんですが、これはちょっと私も予算を見させていただきまして、非常に堅実な予算だなと、このようにも思わせていただきました。というのは、ある程度、この際ですから、ここに来て、2年にわたってプラス予算なんです、さらには景気等の問題もあり、あるいは法人二税からの増収もありますが、もう少し選択と集中、費用対効果の観点からすれば、まずは積極的と、こういうふうに思ったんですが、意外と堅実な財政になっていらっしゃるわけでございますが、そこら辺でちょっと私の思いを申し上げながら、財政面について申し上げたいと思います。

知事は就任後、新たな行財政改革の取組を、三重県行財政改革取組として取りまとめられました。これまで積極果敢に改革に取り組んでこられました三重県行財政改革取組は、人づくりの改革、財政運営の改革、仕組みの改革、この三つの柱で構成されていますが、このうち財政運営の改革では、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が必要との現状認識のもと、歳入の確保、歳出の見直し、県債発行の抑制、県有財産の利活用など、様々な取組を進めておられます。

これまでの取組の結果、歳入面ではみえ森と緑の県民税など新たな財源確保策の導入、歳出面では三重県版事業仕分けの実施などによる事業の見直し、さらには、健全な財政運営の実現に向けた県債発行の抑制や、予算編成プロセスの大胆な見直しによるメリ張りのある予算の実現など、いずれもが困難な課題であるにもかかわらず、知事の強いリーダーシップにより一定の成果を上げてこられたものと評価をさせていただいております。

残り1年の任期でこれまで以上に改革を強力に進められ、今後の県政のための、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤を確立されることを大いに期待したいと思います。本県が20年後も輝き続けるために今後どのような財政運営を行っていくのか、知事の御所見をお伺いしておきたいのであります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県が20年後も輝き続けるために、今後どのような財政運営を心がけていくのかということでございます。

持続可能な財政運営の確立というのは、将来の三重県民に明るい未来を届けるための最も基本的かつ重要な課題の一つであると考えております。このため、臨時財政対策債等を除く県債残高を減少させるなど、三重県行財政改革取組に掲げた財政運営の改革の取組については引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

一方で、必要な支出を怠り、そのことで地域経済が低迷すれば、結果として将来の三重県民に負担を強いることとなります。このため、平成26年度当初予算においては、少子化対策やグローバル化への対応、中小企業、小規模企業の振興など、必要な施策には重点化したところです。

今後も真に必要と考える支出は優先度を決めてしっかりと行い、将来の三重県を活力あるものにするにより税収も確保できるような形で次世代に引き継ぐことが肝要であると考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） よくわかりました。

ただ、私が、これはもう答弁は要りませんが、もう少しという言葉を使ったかと思うんですが、この件についてははいよいよ消費税のアップが伴ってまいります。このアップによる影響はどうかということを見きわめることも大事だと私は思いました。

しかしながら、やっぱりもう少し、そういうことが大体のめどがついてきた段階で、ここでもう一度、再出発というふうにさせていただきたい。ということは、やっぱり財政的な支援をあらゆるところでやることが県政の進展の基本であります。

したがって、それに基づいて、それならば、そういうことで、いわゆるマスコミなんかではそれを過ぎればというような報道もございますが、そういうような実績が明らかになった場合には、やっぱりこれはまた、もう少し積極的な予算編成を、補正等を構えてやっていただきたいというのが私の

今日の要望として申し上げておきます。

その次に移らせていただきますが、産業振興の問題についてですが、やっぱり三重県が元気でいこうとなれば、産業を振興していくと、これはもう基本であります。これをどうやっていくかということに尽きるかと思えます。したがって、これからちょっと2点ほどお伺いしたいと思えます。

まず、企業誘致の推進でございますが、一つは企業誘致の推進についてありますが、安倍首相の施政方針演説でも表明されましたが、我が国経済もアベノミクスの3本の矢によって、長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつある状況だと私は認識いたしております。確かに、4半期連続でのプラス成長、国内総生産も500兆円という大台の回復も視野に入ってきたところであります。有効求人倍率、そして、大企業だけではなく中小企業の景況感もやや回復してまいりました。その意味で、景気回復の実感も全国に広がりつつあり、喜ばしいことだと思っております。

さて、このような中、政府においては、真のデフレ脱却に向けて企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇へとつなげていく、そして、消費の増加を通じてさらなる景気回復へとつなげていくという経済の好循環のサイクルを回していこうとしておるのであります。このような政府の取組を踏まえ、鈴木知事におかれましても知事提案説明において、その経済の好循環が全国各地に広がり、4月の消費税引き上げによる景気の落ち込みが最小限にとどまることを期待するとしての上で、県内の中小企業、そして小規模企業の振興に始まり、雇用を創造するプロジェクトの実施、そして、農政改革の推進、さらには少子化対策、神宮式年遷宮後の観光振興などにも取り組んでいくこととしています。政府頼りではない、地域においても積極的な政策展開を行っていくとするその思い、その行動力には敬意を表したいと思うのであります。

さて、このような知事提案説明をお伺いする中で、老婆心ながら少し気になる点がございまして、それは、持続的な三重県経済の発展を考えての成長産業への言及が少々物足りないと思うのであります。景気回復の実感が出てきている中、守りやその流れを加速させていくだけの産業政策ではいけません。

ある意味、過去の経験を踏まえると、経済が循環しているのも真実であります。その意味では、今を好機と捉え、成長産業などを意識した新たな企業誘致や県内への設備投資の促進への手綱を緩めてはいけないのではないのでしょうか。

例えば、四日市市には世界の半導体メーカーと戦っている国内唯一の企業がございます。新たな設備投資の情報もございました。県はその取組をサポートされていることと思います。また、大変うれしいことですが、県内中勢地域に航空機関連産業の企業を新たに誘致されているようにもお聞きいたしました。このように成長産業を意識した県内への新たな企業誘致は、やはり地域において大切な取組であると思います。

そこで、お伺いします。三重県経済の持続的な発展のためには、グローバルな企業をはじめとした新たな企業誘致、さらには、国際競争力強化に向けた県内への設備投資などを促進していくことも重要と考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、先ほども中村議員の質問にもございましたが、私も、中小企業の問題、三重県中小企業・小規模企業振興条例でも、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

三重県経済の持続的な発展を目指して新たな企業誘致などに取り組んでいく一方、県内企業の大半を占める中小企業、そして小規模企業の振興に取り組んでいくことも重要なのではないのでしょうか。

アベノミクス効果による景気実感の回復を県内各地域へと浸透させていくためにはやはり、県内の中小企業、小規模企業をしっかりと意識した産業政策が求められると思います。知事も御存じのとおり、北海道から沖縄まで、全ての地域において1年前と比べ消費が拡大しており、中小企業の景況感も先月、製造業で6年ぶり、非製造業で21年10カ月ぶりにプラスに転じたというところであります。

しかし、私が、県内の中小企業、そして、特に小規模企業の多くの方々からお聞きする実感は、系列からの発注量は先細りするばかり、消費拡大の恩

恵はまだまだ、日々の資金繰りで頭がいっぱいだ、雇用を維持していくことは難しいなど、いまだ県内の中小企業、そして小規模企業の大変苦しい実態もございます。

もちろん、自立する中小企業の方々も多くおみえでございます。しかし、先ほどもお話しいたしましたが、グローバル化の進展、少子・高齢化などによって地域の経済環境も大きく変化している中、戸惑い、そして困っている中小企業、そして小規模企業の皆さんが、まだまだ県内には多くおみえでございます。中小企業、小規模企業の大半は資金や人材などの経営基盤に制約がありますので、外からの変化には自ら変化していくことが難しいのが現状であります。

そもそも県内各地域で操業されている中小企業、小規模企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、文化などの継承にも重要な機能を果たしています。特に、小規模企業の多くは家族経営の形態でございますから、地域社会の安定をもたらしている存在でもあります。その意味では、地域の中小企業、小規模企業を励まし、困っているときには支え、そして、何よりも、様々な問題にも中小企業、小規模企業の立場で一緒に考えていくという姿勢が何よりも大切だと考えます。

そこで、お伺いいたします。三重県中小企業・小規模企業振興条例について、知事がどのような思いを込めて制定されておられるのか、お伺いをいたしておきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。1点目は新たな企業誘致や設備投資の促進についての考え方、そして、2点目は三重県中小企業・小規模企業振興条例に込めた思いということでございます。

1点目のことでございますけれども、近年、東アジア諸国をはじめとする新興国が台頭し、海外との競争が一層厳しさを増す中で、国際競争力のある企業の誘致や県内企業の国際競争力の強化が大変重要です。このため、今年度、成長産業における投資や、国内にとどまって操業を続けるマザー工場化

の促進、外資系企業のアジア拠点整備への支援などを柱とする新たな企業投資促進制度を活用しながら、戦略的な企業誘致及び県内投資の促進に取り組んできたところであります。昨年8月には北米ミッションを実施し、航空宇宙や半導体関連のグローバル企業に対してトップセールスを行うなど、外資系企業の誘致にも積極的に取り組んできたところであります。

こうした取組の成果として、最近のものだけでありますけれども、幾つか御紹介したいと思います。

まず、マザー工場化の関係ですが、J S Rをはじめ、第一工業製薬などの県内立地済み企業において、県内工場のグローバル展開強化に向けた拠点整備としてマザー工場化を進めるための新たな投資を実施していただくこととなりました。これらの投資は、我々が新たな制度を創設した狙いがまさに時を得て企業のニーズに合致した結果であり、今後もこうした企業の高付加価値化の取組を支援することで、県内企業の競争力強化につなげていけると確信しています。

また、東芝四日市工場において現在、第5製造棟の第2期工事として新たな工場の建設が進められています。この投資の際には、関係機関の協力も得ながら高圧ガスなどの規制の合理化取組を進めることで、一説には数十億円とも言われるコストダウンを実現するなど、企業の操業環境の改善につなげることができたと考えています。東芝としては、激化する半導体市場の国際競争に打ち勝つため、市場の動向も踏まえながら投資を行っていくと聞いており、今後も四日市工場において継続的な投資が期待されることから、引き続き、関係機関とも連携し、支援していきたいと考えております。

さらには、四日市市で東芝とジョイントベンチャーを行っているサンディスクが、同社の独自施設として今年25日、近鉄四日市駅近くにテクノロジーイノベーションセンターを開設することとなりました。北米ミッションの際に、サンディスク創業者の1人でもあるサンジェイ・メロートラ社長兼CEOにお会いし、県内への投資をお願いする中で、こうしたセンター機能の立地も対象となる補助制度を創設したことを強くPRしたことが今回のセンター

開設につながったものと考えております。

最後に、今月12日に発表されました三菱重工業の次世代リージョナルジェットMR J 量産に向けた拠点展開構想において、同社松阪工場が量産拠点の一つに選ばれました。県内への航空機産業の投資や集積が進むよう取り組む中で、三菱重工業がMR J 量産拠点の候補地を自社事業場を中心に検討しているとの情報を得たことから、事務方も積極的に接触を重ね、また、私自身も同社の宮永社長にお会いする機会を捉えて松阪工場での展開を直接お願いしてきたところであり、大きな成果につながったことを大変喜ばしく思っております。

松阪工場はエアコン関連の製作所として20年以上操業されてきたわけですが、今後は高い競争力を持ったMR J 部品の量産拠点として生まれ変わることとなります。航空機産業は裾野の広い産業分野であること、また、松阪の量産拠点は単なる部品製造工場ではなく、三菱重工業とそのパートナーとなる中小企業による産業クラスターの展開が計画されていることから、県内の雇用拡大や航空機関連の中小企業の集積が進むことが期待されており、計画が円滑に進むよう、しっかりと支援していきたいと考えております。

引き続き、地域経済の活性化や雇用の確保のため、効果的な誘致活動を展開するとともに、グローバル企業の誘致などに向けて、あらゆる機会を捉えてトップセールスを行うなど、私自身が先頭に立ち、積極的に取り組んでまいります。

2点目、三重県中小企業・小規模企業振興条例案に込めた私の思いであります。県内の中小企業、小規模企業は、本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している重要な存在であります。中でも、県内企業の約90%を占める小規模企業は、地域の経済や暮らしを支え、大変重要な存在であると認識しています。

こうした中、昨今、国際的な競争及び海外市場の変化が激しさを増しており、また、国内においては、少子・高齢化及び地域の過疎化など、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められています。

私は今まさに、中小企業、小規模企業はこの大きな構造変化をチャンスとして捉え、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根づく精神をもってこうした変化に対応していくことが必要であると考えております。

県においては既に、昨年度策定したみえ産業振興戦略に基づき、地域雇用の維持、創出を行い、賃金の維持向上につなげ、地域の消費拡大、ひいては地域からのデフレ脱却を目指すべく取組を進めているところですが、先般、国においても、企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇につなげ、消費の増加を通じてさらなる景気回復につなげていくことが表明されています。そのような中、今後、景気回復の実感を県内企業の大部分を占める中小企業・小規模企業にまで津々浦々に行き渡らせるためにも、中小企業・小規模企業振興の基本理念や施策の方針を定めた三重県中小企業・小規模企業振興条例案を提出したところです。

このような認識のもとで、条例案においては県が先頭に立って、中小企業、小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業、小規模企業の新たな価値の創造や挑戦を促進していくために必要となる施策を展開し、中小企業、小規模企業の意欲を引き出してまいります。

具体的には、全国で初めて中小企業に小規模企業を併記し、小規模企業に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、三重県版経営向上計画の認定、経営者の育成支援、事業承継への支援、さらには、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置による実情に応じた計画的な取組の推進など、三重県独自の支援策を盛り込みながら、中小企業、小規模企業の振興に取り組んでまいります。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ありがとうございます。

かなり積極的に展開していただいております、企業等の進出等についても前向きに実績が上げられておること、本当に快く、うれしく思います。やっぱり三重県の元気は、企業の元気、これがあって実現するものというふ

うに思います。これからもよろしく願いをいたします。

ちょっとお時間をいただきまして、先日、2月初めでございますが、我々議員5名でベトナムに調査にまいりました。

その一つに、三重県四日市市に本社を置きます住友電装のハノイ工場に伺ってまいりました。住友電装はもう御承知のとおり、自動車の関連部品、ハーネスをつくっている大手でございます。ベトナム工場に参りました。たまたま、たまたまそこに参りましたら、南部さんという総責任者、8315名の社員を束ねておられる総責任者の方が、実は三重県でございまして、たまたま我が議員の舟橋議員と大学時代のクラスメートで、非常に感銘を受けまして、我々を歓待していただいたわけでございます。

その工場も全部視察をさせていただきましたが、そのハーネスの住友電装の下請の会社が、三重県の北勢地域でございますが、かなりたくさんあったんですね。それがほとんどもうそちらのほうに移管をしまっている感じですね。そういうことでございますので、どうぞひとつ、今、まさにグローバル化の時代であります。企業の振興政策についてもそういうような現実を踏まえた中で、やっぱり企業の振興策もひとつ考えていただかないと。本当に我々、参りまして、びっくりしました。すばらしい工場でもございますし、やっぱりベトナム人、そのときの説明じゃないけど、日本人とはDNAが合うんだとあって、すばらしい工場体制でもございますし、ああいう形でやられましたらば、日本のそういった業種の企業の維持はなかなか難しいなという、しばらくの間、どこでということになると思うんですが、非常にそういうことを目の当たりにして感じてまいりましたので、今後の政策にもそういうことを考えながら打ち立てていただければありがたいかと、このように思います。

さて、その次の農業政策でございます。

戦後69年を経まして、今日の日本の農政を冷静に考えてみましたときに、今ほどそのありようを、方向づけをしていかなければならない、本当に大事な大事な、やっぱり最大の転機でもあるし、あるいはまた好機と捉えてもい

い時期であると思っております。前回もこの問題についてはそういうことから御質問を申し上げましたけれども、今こそやっぱり三重県農政を方向づけていく、これをする本当に真剣勝負だと思えます。したがって、私は今回もまたこのように通告させていただいたわけであります。

また、前回のときには平成26年度当初予算の内容が固まっておらず、今回は平成26年度予算、あるいはまた平成25年度2月補正予算も上程されましたことも踏まえて、改めて県の新たな農業政策について確認させていただきたいと思ったわけであります。

国の新しい農政については、安倍首相を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部が昨年12月に、農政改革のグランドデザインともいえるべき農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめたところでもございます。このプランでは、農業、農村の全体の所得を今後10年間で倍増することを目指しておられますね。内外の需要を取り込むための輸出促進とか、あるいは地産地消、食育などの推進、6次産業化の推進、農地中間管理機構の活用などによる農業構造改革と生産コストの削減、経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設などの政策の展開方向が示されておるのであります。

また、プランは具体的な数値目標を示されているところでもあります。2020年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円に倍増すると、2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加させると、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立をしよう、新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大するなど、議員としてのライフワークの一つに農業問題を置いてきた私としても、現場感覚的に見て非常に挑戦的な目標が設定されているなど、前向きに評価しているところでもあります。これは、日本農業の競争力を強化し、成長産業に変えていく上で当然目指していかなければならない方向でありますし、その意味で三重県農業が目指すべき方向でもあると考えます。

また、このプランの実現のために国の強力な財政支援も期待されることから、本県においても国の政策を効果的に利用しながら戦略的に取り組んでい

かなければならないと考えています。

とりわけ農地中間管理機構は、昨年10月にも申し上げましたが、これが成功するかしないかが三重県農業の将来を決める大きなポイントの一つであると考えられます。農地中間管理機構が地域の農地をまとめて借り上げて、規模の大きな農業者や農業法人、場合によっては新たな農業に参入する企業などに貸し付けていく、このことによって、今後10年間で全国の農地の8割を担い手に集めていこうというものであるんですね。そこで、まず、本県における農地中間管理機構の設置についてお伺いしたいと思います。

前回の質問では、まだ国の政策や制度自体が具体的にはなっていない状況の中ではありましたが、その重要性を踏まえて、新たな農地中間管理機構を活用して、どのように農地集積を進めていくのかについて質問させていただいたところであり、その後、昨年12月には国におきまして農地中間管理事業に関する法律が公布され、本年の3月1日に施行される予定となっております。また、先ほども申し上げましたが、県議会今会議におきましても、農地中間管理事業の関連予算、あるいは三重県農地中間管理事業等推進基金条例案などが上程されているところであります。県当局におかれましても、新たな農地中間管理機構を活用してどのように農地集積を進めていくのかについて、具体的な方向が見えてきているのではないかと思います。

そこで、1点目の質問ですが、本県の現状を踏まえて、本県の農地中間管理機構はどのような組織体制とし、どのようなことに重点を置いた活動を実施していくのかについてお伺いしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 農地中間管理事業の進め方、具体的なスケジュールとか体制についてどうかというような質問だったと思います。

国におきましては、今、議員のほうもおっしゃられましたように、昨年12月に農林水産業・地域の活力創造プランというのをまとめまして、農業、農村の全体の所得を今後10年間で倍増するというようなことも言われておりますし、関係法令の整備、財政措置などについて農政改革を強力に進めていく

というふうに言っております。

中でも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき設置されます農地中間管理機構は、担い手への農地集積・集約化をこれまで以上に加速し、生産コストを低減することを目的として、都道府県単位で一つ設置するということになっております。

本県におきましても、高齢農家の増加とか担い手不足など、地域の実情を踏まえますと、まとまった農地を担い手へ集積する農地中間管理機構の役割が大変重要だというふうに認識しておりまして、平成26年度当初から業務がスタートできるよう、本年度内の機構設置に向けて準備を今進めております。

具体的には、昨年12月からこの2月いっぱいをめどにし、関係機関との意見交換、また、市町、農業委員会、JA等への説明会を実施してきておりまして、本県での農地中間管理機構の設置に向けた考え方等の周知を行っているところです。

また、これら関係機関の意見も踏まえまして、3月の中旬をめどにし、事業推進に係る基本的な方向等を定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針、これを県でつくらなきゃいけないということになっておりますので、この策定作業を今進めております。この基本方針に基づきまして、三重県農林水産支援センターを本県の農地中間管理機構に指定するという、そういう運びで考えているところです。

農地中間管理事業の実施に当たりましては、地域ごとの農地の出し手、また、受け手のニーズ把握というのを積極的に行い、借り受けた農地が機構にとどまることのないように努めるということが大事だと考えております。また、認定農業者の制度であるとか人・農地プラン作成に当たりまして主体となっていた市町、これをはじめ、農業委員会、JA等関係機関と密接に連携、調整していくということが大事だと考えております。

このため、農地中間管理機構の体制につきましては県内をおおよそ3ブロック程度に分けようかということで、今、考えておりまして、その地域担当を明確にすることによりまして機動的できめ細かい現場対応に努め、市町

等関係機関との連携を図っていくということで考えております。

今後とも農地中間管理機構が農業者等の期待に応えられるように、機構の推進体制を今後も充実して農地集積の加速化に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

基本方針がまだできておりませんので明確には申し上げられないんですが、スケジュールについても、今後4月に入りましても当然ながら、先ほど申し上げた市町やJA等の検討会なんかも引き続き必要になりますし、5月以降になりますと、受け手とか出し手の公募であるとか意見の聞き取り、そういうことを作業しながら、できれば年内に配分計画などもまとめていくというように目指して今進めているところです。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ありがとうございます。

何度も申し上げますが、農地中間管理機構が成功するかしないか、私は農地中間管理機構が三重県農業の将来を決める大きな政策の一つだと思っております。ぜひ、県をはじめ、国や市町、さらには市町の農業委員会や県の農業会議、農協などの関係団体、農地の集積に関係するあらゆる機関が連携して、総力戦で、全力で取り組んでいただくように強く要望させていただきます。できますれば、そういう体制や、あるいはタイムスケジュール等を早く決定していただき、オープンにさせていただき、そのもとで県民全体で、総力戦でやれるような体制づくりをつくってやっていただきたい。それを旗振りするのがやっぱり県政だと思いますので、その点ひとつ、改めてお願いをしておきたいと思えます。

続いて、二つ目の質問でございますが、農地中間管理機構を設置し、地域の農地を借り上げて担い手に集めていく上で、卵が先か鶏が先かの議論をするわけではありませんが、農地の借り手となる担い手農業者がいなければ絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。農業者に関して本県の現状を見ますと、年々農業従事者が減少し、既にその平均年齢は70歳を超えておるのであります。農地中間管理機構を通して担い手に農地を集積して

いく上で、また、それにとどまらず、鈴木知事が目指しておられるもうかる農業を実現する上でも、本県の農業の将来を担う若い農業者の確保が私は農政の最重点に置くべきもう一つの課題ではないかと考えておるわけでありませう。

しがたって、先ほど申し上げてきたわけですが、かねてから申し上げております三重県らしさ、三重県版農政がどうしてもここで必要だというふうに思います。全国的に農業従事者が減少し、各県が競い合って様々な新規就農者確保対策が講じられている中で、生涯の仕事として農業を選択しようとする全国の若い方々にとにかく三重県を、言うなれば、ああ、すごい、三重県、やっているぞということで、そういう方々が三重県に関心を示していただくというようなことも、これまた担い手の獲得のために大事なことだというふうに思いますので、まさしく三重県版農政の、やっぱりこれはもう知恵比べだと思いますので、よろしく願いをしておきたいのであります。

その点につきましてどうでしょうか。今後どのように若い農業従事者の育成のために何か覚悟を持っておられるかどうか、これ、ちょっと確認だけ。

○農林水産部長（橋爪彰男） 担い手ということで、新規就農者については、今おっしゃっていただきましたように、全国的にどういうふうに獲得するかというのは非常に悩ましいところです。本県でも、普及センターであるとか農林水産支援センター、また、農業大学校においてもいろんな実践的な教育をやっておりまして、ここ数年は、過去2年平均にしますと115名を確保しているということで、今までと比べるとかなりいいところには来ているのかなと思っていますが、まだきめ細かな対応というのが今後必要な、というふうには考えているところです。

それで、本県独自の対策、三重県らしさということでもおっしゃっていただいているんですが、本県としましては、地域の先進的な農業者の方たちにみえの就農サポートリーダーという形で入っていただきまして、これまで128名の登録をしていただいておりますということで、この方たちの活躍もありまして、24名の新規就農者がサポートを受けているという、そういうことも

出てきておりますし、農業大学校では本年度から、農業と福祉であるとか、農産物のマーケティングなど、新しいカリキュラム、こういうものも組み入れているところです。最近では、昨年12月に皇學館大学と教育研究交流に関する協定というのも農大のほうでいたしまして、今後、その辺の幅も広げていくということで、こういうことにも取り組みながら新規就農者の確保に努めていきたいと考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ぜびひとつ、若い就農者、これはやっぱり宝物でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

この機会でございますので、もう1点だけちょっとこの場でお聞きしておきたいのであります。

さき2月14日の、本当に三重県でそんなに、と思うようなことなのでございますが、大雪がございました。これは、四日市・津・松阪・伊勢・伊賀地方に未明から大雪があったわけでありまして。新聞でも報道されておったわけでございますが、かなりの被害が発生しておるようでございます。ハウスでございませぬ。あるイチゴ農家については、これ、どうも今年の生産はちょっと無理なんじゃないか、こういうような現状も出てきておるわけでありまして。

そんな中で、その被害状況及びその応急措置、あるいは今後の県の支援策について、急なことでございますが、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○農林水産部長（橋爪彰男） 2月14日未明からの大雪によりまして、県内の農業にも大きな被害が発生をしております。これまでの調査によりまして、中南勢地域、また伊賀地域を中心に、イチゴをはじめ、野菜、また果樹のビニールハウスを中心に破損という被害が出ておりまして、面積でいいますと約11ヘクタールぐらいが今現在確認されているところです。今後、調査を進めることによりまして、露地野菜等についてもまた被害が出てくるということも可能性があります。被害額については現在まだ調査して精査中ですので

確定としては出ていないんですが、施設、作物を合わせますと数億円の単位にも上るのではないかなということも考えております。

この被害を受けまして、当面、被害の大きかった地域では、県の農林水産事務所、また、地元のJAや市町の担当者の方が作業体制と一緒に組みまして、ハウス内の陥没の箇所に支柱を立てて起こすというか、そういう形で応急対策を緊急的にやってきました。

これらの対策もありまして、被災した施設の7割程度は今の収穫は続けられるのではないかなというふうに思っていますが、収穫量の大幅な減少というのは避けられないというふうに考えているところです。

被災された農業者の経営を支えまして、その地域の農業を維持していくためには農業共済制度による補償というのがありますが、これに加えまして、農林漁業セーフティネット資金であるとか農林漁業施設資金などの制度資金の活用を進めたいと思っておりますし、さらに、被災状況に応じた栽培技術の指導というの県としてはやっていくというふうに考えております。

また、今回の全国的な豪雪被害ということですので、国におきましても対策が練られておりまして、被害状況の把握と必要な復旧対策も現在、国においても検討されているというふうに確認をしております。本県としましても、昨年9月に全国的な豪雨災害があり、本県でも伊賀地域を中心にかなりの被害がありましたが、このときは国によりまして被災農業者に対する資金の無利子化などの支援というのが設けられ、これによりまして具体的な支援措置を受けたという事例も出ておりますので、今回の災害についても離農することなく営農を続けていただくというふうに持っていきたいと考えておりますので、昨年の豪雨災害と同様の支援策の適用を早速国のほうによく働きかけていきたいというふうに考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ぜひひとつ、この問題、一生懸命に農業に取り組んでいらっしゃる方々、暖かい手を差し伸べてやっていただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

時間も押してまいりましたので、次、少子化に入らせていただきますが、この問題も今、中村議員のほうからもございましたが、私が特に思い入れがございました1項目だけ提案させていただきます。

議員として三重県政に参画させていただいて25年になるわけであります。先日は過分な御配慮を賜り、この場をおかりして心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、その間、少子化対策が私のライフワークでもあります、絶えず議題の中心に据えてやってまいりました。それは、国家社会は全て人間が存在して成り立つものであり、これが根幹となると考えるからであります。そこで、少子化対策がようやく表舞台に出てきたなど、動き出してきたなどという実感であります。平成26年度三重県経営方針案でイの一番の重点テーマとして位置づけられたことに対し、私は本当に喜んでおる1人であり、本格的な取組姿勢が出てきたんだなど安堵したのであります。が、しかし、内心、遅いではないかと、20年前から訴え続けているんだよと、こういうことあります。

したがって、これにつきましてはやっぱり毎度申し上げてまいりましたが、なかなか実現は目に見えてこないものの、先送りする問題ではないんだよと、我々が一致して、心をついてこれは取り組んで初めて実現をしていくんだからということをお願いしてきたわけであります。

改めて知事にお伺いすることは、もう中村議員から言われましたのではないと思うんですが、この件についてももう一遍、私からも一つ尋ねさせていただきますが、これまでの取組において欠けていたとされます地方の事情を踏まえた施策の推進、そのための目玉として鈴木知事自らが先頭に立って要望してみえました少子化対策に関する財源措置、すなわち少子化対策基金についてであります。これにつきましては国において地域少子化対策強化交付金という形になって実現したわけですが、このことについて、知事はどうに受けとめられていらっしゃるのでしょうか。この財源措置を評価されているのか、あるいはまだまだ満足できるものではないとお考えなのか、率直なところをお聞かせください。

次に、この交付金を有効に活用すべく、先日内閣府に対して申請が行われたという三重県地域少子化対策強化計画についてお尋ねしたいと思います。

この中で、思春期や結婚・妊娠期、子育て期など、ライフステージごとにかなり網羅的に多くの事業が盛り込まれているようですが、この計画で示そうとされた三重県の少子化対策の特徴はどういったことになるのでしょうか。他府県では取り組めていないような事業や、あるいは、逆に、他府県では取り組まれていたが、これまで本県では取り組まれていなかったような事業も盛り込まれており、少子化対策としての新しい考え方も込められているように感じました。改めて、本県の少子化対策の特徴をお伺いします。よろしく頼みます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

まず、国の地域少子化対策強化交付金に対する評価ではありますが、これは三重県から出発しまして、地方の実情に応じた取組ができる、そういう国の財源をということで提言してまいりまして、交付金総額は今回の補正予算額として約30億円でありまして、平成25年度の内閣府の少子化対策予算が約2億円であることを考えれば15倍もの増額でありますので、一定の評価はできるものと考えております。今後は、先日策定しました三重県地域少子化対策強化計画に基づいて、この交付金を有効活用しながら市町と連携して、新たに様々な対策を講じていきたいと考えております。

なお、少子化対策につきましては、地域の実情に応じて様々な取組を各地域で継続して取り組んでいく必要があり、今後も全国知事会等と連携しまして、長期にわたり一定の規模のある、自由度の高い基金設置等について国に働きかけていきたいと考えております。

続きましては、三重県地域少子化対策強化計画の特徴でございますけれども、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズを地方目線、当事者目線で洗い出し、県

民の希望がかなえられるよう、これまでの取組に加え、新たに切れ目のない支援を行うこととしたところです。

具体的には、都道府県で初めて男性の不妊治療の助成制度を創設することとしました。本件はメディア等に大きく取り上げられ、医療関係者からも強く支持を受けております。また、第2子以降の不妊治療に対する経済的支援や不育症への支援を行うほか、妊産婦のいる家族に寄り添えるように、これはフィンランドで非常に機能していると言われている家族支援の仕組みでありますネウボラの取組を踏まえまして、地域の妊産婦や家族を支える取組などを市町とともに進めます。そのほか、三重県では少しこれまで手薄でありました男性の育児参画について、本年6月に開催するファザリング全国フォーラム in みえを契機として、イクメンアドバイザーの養成など、機運の醸成を図ってまいります。また、働くことを希望する女性が妊娠、出産により離職を余儀なくされることなく、仕事を継続し活躍できるよう、マタニティ・ハラスメントのない職場づくりに取り組むほか、三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置して県民総ぐるみの少子化対策などに取り組むこととしています。

いずれにしましても、これらについては地域の課題や現場のニーズを把握する中で県として必要とされる取組を進めることとしており、地方目線、当事者目線という視点を大事に進めていきたいと考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ぜひひとつ、この少子化についてはもう間断なく、三重県政の目玉としてよろしく願っておきたいと。

もうあと残す時間がなくなってまいりましたが、要するに経営方針のことで、三重県が20年後も輝き続けるためにと、これは式年遷宮の20年ということが基本になっているかと思うんですが、ちょっと私のほうは、残念なんです。これは、やっぱり20年というとスパンが長いです。せめて少子化対策については10年後を目指していただいて、それなりの、これからはもう結果を出すことです。パネルはもう時間がないから、お配り申し上げてあるのを、

矢印を見てみますが、確かに全国平均で三重県、少々、合計特殊出生率という数字は高いわけです。だけど、この程度ではだめなんです。したがって、これは真剣にひとつ、少子化についてやっていただくということは申し上げるまでもなく、鈴木知事のメインテーマでありますから、要は、あとは結果で示してほしい。お互いにひとつこれは意識を統一しながら頑張っていこうじゃありませんかということをお願いしたい。

その次はスポーツで、あとは2分しかないんですが、第76回の国民体育大会でございますが、申し上げるまでもなく、まさしくソチオリンピック、あの羽生選手の金、それから葛西選手の銀、これはもう日本国中に、日本国民全体に感動と勇気を与えてくれた、本当にすばらしいことだと思います。やっぱりスポーツが与える影響というのはお金では買えない大変大きなものがあるかと思っています。

そんな中で三重国体がいよいよ決定し、これが動いたわけでございますが、もう7年後でありますね。もう時間の、私はそういう余裕はないような状況になってきているんじゃないかと思っています。これは、やっぱり競技力の向上はもちろん、そのためには指導者の確保、育成、それから、競技力向上、あるいはまた施設の整備、こういうことを考えますと、この三重国体についてはそう私は時間に余裕がないというふうに考えておりますが、知事の御所見だけひとつ聞いておきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 第76回国民体育大会をどのような大会にしていくかということですが、実に46年ぶりの開催でありますので、この大会をぜひとも成功させ、本県はもとより全国の人々に長く、そして鮮やかな記憶に残る大会となるよう、この第76回大会を、人々が夢と感動を覚え、県民の皆さんが郷土の一体感を感じ、あわせて、豊かな交流の輪が生まれ広がっていく大会となるようにしたいと考えております。こうした趣旨につきましては、第76回国民体育大会三重県準備委員会でも大会の開催基本方針として採択いただいたところであります。

今後は、開催5年前の平成28年度に開催申請を行うこととなっておりますが、この申請に合わせて大会開催の目標や取組の方向性を盛り込んだ開催基本構想も提出したいと考えています。そのため、平成27年度末までにはこの開催基本構想を策定する必要があり、来年度には他県の事例研究など基礎的な調査業務を行い、策定作業に着手していきたいと考えております。また、策定に当たりましては、県議会をはじめ、県民の皆さんから幅広く御意見をいただきながら策定に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

- 48番（永田正巳） どうも大変ありがとうございました。これで終結いたします。（拍手）
- 議長（山本 勝） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

- 議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。
- 午後0時23分休憩

午後1時31分開議

開 議

- 副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

- 副議長（前田剛志） 日程第2、議案第1号から議案第102号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。
- 通告がありますので、順次、発言を許します。1番 下野幸助議員。
- 〔1番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○1番（下野幸助） 鈴鹿市選出、新政みえ所属の下野幸助です。

本日は議案質疑の場を設けていただきありがとうございます。初めての議案質疑でございます。よろしくお願いいたします。今回も県民目線で基本的な視点から議案質疑をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、発言通告書に従いまして、2項目について質問させていただきます。

まず最初に、議案第3号平成26年度三重県一般会計予算のうち、県警本部の予算でありますチャイルドガーディアンみえ推進事業について質疑いたします。

三重県では、子どもたちに対する、被害者となる凶悪犯罪が多発しています。特に昨年は四日市市で痛ましい被害もあり、子どもたちに対する安全確保が改めて最重要課題であると感じております。そのような状況の中で、三重県が全国に先駆けて、各地域の学校、PTA、自治会、少年警察ボランティア、自主防犯団体などの組織を集結して子どもたちを守る取組であるチャイルドガーディアンみえ推進事業を平成26年度の新規事業として上げられたことはすばらしいと感じております。

そこで、このチャイルドガーディアンみえ推進事業についてお伺いしたいと思います。

平成26年度当初予算の新規事業では2506万円計上されております。予算のポイント内容として、犯罪被害から児童・生徒を守るため、学校、警察、関係機関、団体との連携を強化して統一的な活動を促進するため、18ある警察署にチャイルドガーディアンみえ推進員を配置すると聞いております。この活動内容及び初年度の方向性について、県警本部の説明をよろしくお願いいたします。

○警察本部長（高須一弘） それでは、新規事業でありますチャイルドガーディアンみえ推進事業について御説明させていただきます。

本事業ですが、議員御指摘のとおり、まさに犯罪被害から子どもを守るこ

とを目的としており、そのため、学校をはじめ関係機関・団体と警察との連携を強化しながら統一的な活動を促進するチャイルドガーディアンみえ推進員でございますが、9名を警察署に配置するなどして、地域地域あるいは地区地区の各機関・団体の活動を一体化し、組織力を結集の上、不審者情報の集約、周知、見守り活動や合同パトロールの実施、地域安全マップの作成等の諸対策を展開し、地域が主体となった子どもを守るための活動をより広域的に確立させ、子どもが犯罪被害に遭わない社会の実現を目指すというものでございます。

同時に、児童・生徒の間で急速に普及しておりますスマートフォンですとか無料通信アプリ等に関する様々な相談につきまして、関係先と連携しながら適切に対処するというものでございます。

予算の内訳であります。当該チャイルドガーディアンみえ9名の人件費、所要の備品・消耗品費、旅費等を計上しております。総額が2500万円余りでございますが、人件費が2200万円余りとなっております。

なお、チャイルドガーディアンみえ9名の配置等の詳細につきましては現在検討中でございます。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

県内に18署あって9名の方で対応していただくということで確認させていただきました。

核家族化が進む昨今において、学校とかPTAとか自治会と連携を密にさせていただくことは大変大切だと思いますので、名前もすばらしい名前だと思っております。チャイルドガーディアンみえということで、これから全国に先駆けて子どもたちの安全確保を強化していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。一つ目の議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

さて、続きまして、二つ目の項目について質疑させていただきたいと思

ます。

議案第3号平成26年度三重県一般会計予算の健康福祉部の予算であります精神障がい者保健福祉相談事業のうち、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る指定医療機関医師に対する研修等について質疑いたします。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例につきましては、昨年の2013年7月に議員提出条例として施行されました。また、その条例内容のうち、本年1月1日からは、飲酒運転の違反者には初回からアルコール依存症の受診義務が課せられるということとなっております。

精神障がい者保健福祉相談事業の全体の予算としては3600万円余り計上されておりますが、そのうち三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に係る指定医療機関医師に対する研修の予算は幾らぐらいでしょうか。

また、指定医療機関の数と研修内容についてもお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、まず、指定医療機関の数でございますけれども、県ではこの条例の制定を受けまして、アルコール依存症の診療経験が豊富な医師からのアドバイスなども受けまして、医療機関の指定に係る基準を定めるとともに、条例の趣旨等について各医療機関等に説明を行い、指定への理解に努めてまいりました。その結果、現在、精神科病院7カ所、それから精神科診療所3カ所の合計10カ所を指定することができました。

なお、地域的には、北勢、中勢伊賀、南勢志摩の各保健医療圏にそれぞれ3カ所、東紀州保健医療圏に1カ所となっております、ほぼ県内全域をカバーする体制を整えることができたと考えております。

それから、研修の内容でございますけれども、県が実施します医師に対する指定研修は、違反者が多量飲酒者であるのか、あるいはアルコール依存症の可能性あるのかなどについて、世界保健機関、WHOが定めた質問項目を活用して選別を行うことや、飲む酒の量を減らす節酒あるいは断酒の指導などを行うために必要な専門知識等を習得することを目的としております。

なお、この研修を受講した医師が在籍しているということが医療機関を指

定する要件の一つともなっております。

研修の内容でございますが、今回の条例の概要や患者の治療に向けたアドバイスについて学んでいただくほか、多量飲酒者とアルコール依存症の精神医学、薬物療法、あるいはアルコール依存症の診断と疫学などの専門的な内容も習得していただくこととしております。

また、そのほか、医療機関従事者、それから、障がい者からの相談窓口である相談支援センターなどの職員を対象に、飲酒運転を切り口とした、アルコール依存症をはじめとするアルコール関連に関する講演などの啓発の実施を予定しております、これらの事業費として159万5000円を予算計上しております。

以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 答弁ありがとうございました。

指定医療機関数は合計10カ所ということと、いろんな研修を受けた上で認定されるということとで了解いたしました。

ここ数年、三重県では飲酒運転の取り締まり件数は600件ぐらいでずーっと推移をしているということを知っておりますし、先月1カ月間では飲酒の件数が61件というふうに伺っております。その600件という数字と、指定医療機関数が10カ所というのと、予算のバランス、160万円弱の、今お話がありましたけれども、義務化されているにはちょっと指定医療機関数がまだまだ少ないような感じがしておりますけれども、その点につきまして部長の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

また、これに関連いたしまして、県のほうで三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画の案が設置されておまして、この中身を見ますとアルコール依存症の受診義務が課せられておるんですけれども、取組の内容の概要を見ると義務という言葉がなくて、勧奨とか促進という言葉で全て置きかえられております。ちなみに辞書で見ると勧奨というのは物事を勧め励ますことという言葉ですし、促進というのは物事が早くはかどるように促すことということで、

ちょっと義務とは隔たりがあるのかなというふうに感じております。

この三重県の飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画の策定の主体部署は環境生活部ということですので、その点におきましても、言葉尻かもわかりませんが、私もちょっと確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（北岡寛之） 指定医療機関でございますけれども、先ほど10の医療機関ということで申し上げましたけれども、このほかにも現在指定申請を検討している医療機関もございます。

先ほど申し上げました研修につきましては、医師に対する研修と、それから依存症に対する研修と、二つに分かれているんですけども、こういった研修を平成26年度の事業として新たにやることによって指定医療機関のさらなる増加に努めていきたい、アルコール依存症患者の治療につなげていきたいと、このように考えているところです。

○環境生活部長（竹内 望） アルコール依存症の受診義務ということに関しまして、基本計画の中で御指摘いただきましたように受診促進というふうな表現になっておりますので、これについては表現のほうを改めさせていただきたいなというふうに思っております。

なお、飲酒運転^{ゼロ}を目指すためには、検挙された違反者だけではなくて検挙されない飲酒運転の方にも広く受診を促進していただく必要があるということで、キャンペーンであるとか、相談窓口を設置して、受診を積極的に働きかけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

指定医療機関数についてはさらなる増加という前向きなお言葉をいただきましたし、環境生活部長からは基本計画の言葉はちょっと見直していただくという御回答をいただきました。

三重県が制定した飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例というのは厳罰化だけではなく

て、規範意識と再発防止の双方から全庁挙げて推進していくということですので、ぜひとも前向きに、積極的に取組をしていただくことをお願い申し上げます。私からの議案質疑を終結させていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） 提出されております議案第1号及び議案第3号に関する、予算に関するもののうち、少子化対策に係る予算について幾つかお尋ねをさせていただきます。

少子化問題というのは、高齢化と合わせて少子・高齢化問題と、こう表現をされることが多いですが、社会の中の問題、課題、私たちが経済活動、消費活動を行っている中での問題とか課題の原因のかなり多くの部分はこの中にあると思っています。ですから、三重県の平成26年度の施策の大きな柱として捉えられていることは正解であると思います。

では、少子化の問題というのは一体何が問題なのか。以前にも少しお話をさせてもらったことがあります。日本の人口が減少しながら年齢別の人口バランスがいびつになっていっております。ピラミッド型ではなくてつぼのような形になっていっております。そのために社会保障制度がもたないとか、労働者人口が少ないとか、そういうことが結果として出てきておりますが、問題なのは、その結果をもって、この結果が問題というのではなくて、例えば制度が合わないのなら制度を変えていく必要があります。少子化というのは、人口が減って行って、人口バランスが仮にそれをよしとするなら、制度が合わないのなら制度を変えていくということをしなきゃいけないんですが、結果が問題ではなくて、実は、問題は原因にあると。

原因は何かといたら、子どもを産んだから収入が増えるわけではありませぬから、子どもを産んで育てるということは、ちょっとかけ過ぎのところはありますが、かなりの子育て費用、教育費がかかっていくことになって、そこに、親で保護者に当たる人がこれまで消費していた家計を削ることが嫌

だから、できないから、それを子どもにお金がかかるからという理由で産まないという一つの理由になっておるようですけれども、それは大きな間違いで、子どもを産んで育てることが何よりも幸せであると、人生の張り合いであるという感覚が薄れてきていて、子どもを産んで育てるこの費用に、これまで自分自身が消費として使ってきたお金を我慢して子どもの教育に充てると、子育てに充てるということを、そもそも本来そういう感覚を持っていないりゃおかしいところが、その感覚が、価値観が変わってきていると。

子どもを産んでいないから親にはならんわけですが、夫婦が子どもを産んで育てることがその夫婦にとっての価値観の順位の中で最上位にあるべきがどんどん下がってきているのではないかと。そこに問題が実はあるというふうに思っているんですが、そのことについての認識をひとつお尋ねしておきます。

四つまとめてお尋ねをしますね。それが一つ。

それから、男性の不妊の支援。不妊というと、これまでというか、女性に視点が行きがちだったんですが、やっぱり男性にも原因があるということで。

私も20年ぐらい前に不妊治療に行きました。お金もかかりましたですけれども、お金よりも、産婦人科の窓口でこれぐらいの茶色い瓶を渡されまして、この中にとってきてくださいと。会議録の都合上、何か言えませんが、とってきてくださいとあって、廊下を歩いて、採精室、ちょっと漢字は考えてください、採精室という札のかかっている部屋がありますが、実はそれはほとんどトイレの状態なんですけれども、廊下を歩いていくんですが、廊下の両サイドに椅子が置いてあって、それが待合室になっているんですね。ですから、産婦人科ですからほとんど20代、30代の女性がそこに並んでいる間を、その茶色い瓶を持っていくわけですよ、採精室へ。入って電気を消すと紫の電気だけ残って、雑誌が数冊置いてあって、そこでほぼ数分でとりまして、またその廊下を戻ってくるわけなんですよね。

これ、経験を3回ぐらいしましたが、そういう状態も何とか、男性の不妊治療を行きやすい状態にさせていただく。それ、もう20年も昔の話ですから、

最近はひよっとしたら違うのかわかりませんが、治療費の支援だけではなくて、男性が不妊治療しやすい環境を病院側にとっていただけるようなことも行政として何とか御支援をいただけないかなという思いが一つございますので、御所見をお伺いしておきたい。

それから、男性の育児参加について。育児参画で男を磨こうと。

(資料を示す) これ、知事なんですかね。これに書かれておるように、男性の育児参加、ある程度私もしてきたつもりであります。

そこで、知事も育児休暇をとられました。育児休暇をとれる状態の人が、この社会の中で働いている男性の中でどれだけいるかということなんです。いろんな仕事をしている人もおりますけれども、いろんな職種の中で、これは、一つは今会議に上程されております条例の、中小企業、小規模企業の支援をする条例案が今ありますが、小さいところほど、育児休暇をとったという人が、勇気を出してとったとしたら、戻るところがなくなってしまうような状況にないかと思っておりますので、それはぜひ、少子化対策をする部署と雇用対策をするところの連携が非常に大事なことだと思いますので、御所見をひとつ伺っておきます。

それから、四つ目ですが、出会いの支援。

午前中の代表質問にも出てきておりましたけれども、私は、税金を使って婚活は、実はいかなものかと思っているんですよ。

〔「婚活じゃない」と呼ぶ者あり〕

○7番(石田成生) 婚活じゃない。そんなふうじゃないのなら説明も一遍しておいてほしいんですが、自分の彼女を射とめるのに自腹でやっていくべきかなと思っています。

先に、もし誤解をしているといけませんので、そのところだけ一回説明をして、もし認識が合えばええし、違っていたらまた再質問をします。この4点について、まずお答えをいただきたいと思っております。

○健康福祉部子ども・家庭局長(鳥井隆男) 4点御質問をいただきました。

1点目の少子化の要因については、ある分析によりますと少子化の要因は、

生涯未婚率の上昇と、有配偶出生率、配偶者のある方の出生率の低下という二つの大きな要因があると考えております。

生涯未婚率の上昇というのは、40年前、1970年ぐらいになりますけれども、男女とも30歳前半で約9割が結婚をしていて合計特殊出生率も2ぐらいの時代がございましたけれども、2010年では30歳代までの未婚率は男性48%、女性37%となって、その要因として若者の経済的基盤が不安定とか出会いの場がないというようなことが言われております。

一方、第2子までの有配偶出生率の向上には、夫婦間のコミュニケーションや育児への協力、産前産後の様々なケアなどとの関係が深いというふうに言われております。

あわせて、第2回みえ県民意識調査の結果によりますと、県民の幸福感というのは未婚者よりも既婚者が高く、既婚者では子どもがいるほうが高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっておりまして、理想の子どもの数2.5人に対して実際の子どもの数が1.7人と、理想と現実のギャップがあるということがわかってまいりましたので、こうした結婚や出産、子育てに希望が持てる三重を目指して少子化対策をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の男性の不妊治療に、医療機関の環境改善についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、なかなか医療機関の中でどういふふうな状況があるかというのは、不妊の心配をしたり、検査や治療経験のある夫婦の割合というのが非常に今増えておりまして、6組に1組の夫婦が実際に不妊治療を受けるとか、特定不妊治療によって出生した子どもの数が全体の3%を占めるというふうな状況にあります。さらに、不妊に悩む夫婦に対する支援として特定不妊治療に対する費用助成や専門相談などを行っておりますけれども、その数も年々増加してきております。

助成事業の実施に当たりましては、より安心・安全な妊娠、出産に資するという観点から、施設設備や人員に関する基準等を定めて、県内で今八つの医療機関を指定しまして、定期的に再審査を行っております。

この中で、例えば精子を採取する専用の部屋を有することが望ましいとしているところですが、県外の不妊治療を行う医療機関では男性と女性の動線の分離とかプライバシーに配慮した待合スペースのようなことをしているところがございます、より安心して男性が治療に参加できるよう工夫しております。不妊治療は夫婦がともに治療に取り組むことが必要でありますから、こうした県外の事例も参考にしながら、患者のニーズに配慮した施設整備について関係機関と意見交換を行っていききたいというふうに思っております。

また、男性不妊治療に対する助成制度については今回新たに創設をさせていただいて、勉強会、セミナーの開催などを通じて正しい知識の普及や理解の促進にも努めていききたいというふうに思っております。

3点目の男性の育児参画についての取組でございますけれども、子どもを安心して産み育てたいという人の希望をかなえるには女性が1人で不安を抱えるのではなくて夫婦で一緒に子育てをしていくということが非常に大切だと考えておまして、今年6月にファザリング全国フォーラム in みえを開催することとしております。これを契機に県内の企業等へも働きかけをしていく、また、県内の中小企業、小規模企業の中には、子育てと仕事の両立支援にすぐれた取組を行っているところもございまして、これらの取組を明らかにし評価するために、企業における合計特殊出生率など、職場の子育て環境の調査を行う企業子宝率調査を実施することとしております。

この調査は既に福井県などでも行われて成果を上げておりますので、本県においてもこの調査を通じて中小企業等のすぐれた取組を見える化して水平展開し、男性の育児休業の取得促進を図っていききたいというふうに考えておりますし、雇用経済部で実施をしております「男女がいきいきと働いている企業」認証制度についても連携しながら企業へ働きかけをしていききたいというふうに思っております。

4点目のみえの出逢い支援事業についてでございますけれども、結婚は個人の考え方や価値観にかかわることであり、個人の自由が最優先されるとい

うものではございますけれども、国の調査によれば未婚者の約9割が将来結婚する意思を持っており、また、みえ県民意識調査によれば、結婚していない理由として出会いの場がないということを約4割の方が言われております。

県内の市町や商工会議所などが出会いの場の創出を行っている中で、例えば参加者が十分に集まらない、参加者のコミュニケーションスキルが不十分、最初の一步がなかなか踏み出せない、地元のイベントには参加しにくいというような課題があるというふうに聞いています。

結婚を希望しない人に押しつけるということではなくて、結婚を希望してアクションを起こしているけれどもなかなかかなわない人を後押しする、希望をかなえるために、市町や商工会議所などで行われている出会い創出の取組の効果が上げられるように、県で一元的に情報提供する仕組みづくりに取り組む、コミュニケーションスキルの向上やアドバイザー派遣などのサポートを広域的、補完的に行っていきたいというふうに考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） ありがとうございます。また続きはどこかでさせていただきます。

終わります。（拍手）

○副議長（前田剛志） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

○24番（今井智広） それでは、議案第3号につきまして質疑をさせていただきます。

先ほど石田議員のリアルな実体験を聞かせていただいた後なんですけど、私も、男性不妊治療、それと不育症治療に係る、まず1点目をお伺いさせていただきます。

この男性不妊治療費助成事業、知事も午前中の答弁等でも、都道府県初であるとかマスコミ等も非常に取り上げてもらっている、また、有識者も評価してもらっているというこの事業でありますけれども、まず1点目は、ちょっと確認だけさせてください。ここで行われる治療というのは、採精の

治療、精子を取り出す治療で、高度なものだと思います。

先ほど局長のほうから8医療機関が三重県では不妊治療のほうで指定されているということでありましたけれども、以前もちょっと指摘しましたが、高度な取組をするには、三重県のほうではまだまだやっただけの施設、病院というのが少ないとも伺っております。その意味においては、私が知る限り、県内で受けていただいている方も多いんですけれども、県外へ行かれている方も一方で多いと、男性の場合はそのように聞いております。

その意味から、今回のこの助成事業ですけれども、男性が県外でこれらの治療を受けた場合、その場合でもこの助成というのは出るのかどうか、まず、その1点、聞かせていただきたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 不妊治療についてですけれども、不妊の原因の半数は男性にあるということは広く知られておりませんので、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっております。このことから、男性不妊治療に対する助成を実施する市町を県が補助する制度を創設したところです。

この制度については、県外の医療機関で男性不妊治療を受けた場合についても助成対象としてまいります。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

それでは、県内のほうでしっかりと御夫婦で不妊治療を受けておって、いろいろ紹介もされると思いますので、県外で受けていただいた場合でも助成が出るということで、わかりました。

それでは、次に、2点目として、この男性不妊治療費助成事業もそうですし、2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、そして、不育症治療費等助成事業、この三つとも県単でやっていただくわけですが、これはあくまでも市町がやっていただかなければ県のほうは助成できないという形になる事業だと思います。

ですので、いろいろマスコミ等、また、他県が興味を持っていただいて

おっても、県はやりますと言っても、これは市町がその取組を行っていただかなければ、実際せっかく用意した予算も使ってもらえないという形に、助成できないという形になろうかと思っておりますので、現在、特にこれらの三つの事業についてということでお聞かせをいただきたいんですが、市町との連携はどのようになっているのか、また、市町はどのようにこれらの事業について考えているのか、それを教えていただきたいと思うのと、もう1点は、当然新たな事業でありますので、県民の皆さんや、子どもを産み育てたいということで、不妊治療等、また不育症の治療等が必要な方々、特に不育症に関してはまだまだ世間的にも知られていない部分もありますので、広報啓発をしっかりとやっていかないとイケなくなると思います。

当然、市町との役割分担等もあろうかと思っておりますが、県単事業としてやっていくということにおいては県としてしっかりと広報啓発を医療機関等とも連携しないとイケないと思うんですが、どのような形で広報啓発に取り組んでいくのか。

その2点につきましてお聞かせいただきたいと思っております。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） まず、特定不妊治療に対する助成が国の制度改正で、上限回数10回から6回に、平成26年度から新たに助成を受けようとする人については変わるという、そういう前提がございまして、しかしながら、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が2人目を希望して不妊治療を検討したときに助成上限回数の減少によって治療を断念せざるを得ないというようなケースが想定されるということをおどもは考えまして、こうした妊娠、出産の希望をかなえるために、2人目以降の治療を受ける場合に通算8回まで助成するという制度を創設させていただきました。

また、不育症というのは治療方針が一定ではなくて難解な疾患でもございますし、保険診療対象外となっております。こういう夫婦の経済的支援を充実させていくということで、今回、支援制度を創設させていただいたところでございます、議員のおっしゃるように、これらの特定不妊治療や不育症

治療に対する助成事業は多くの市町で実施されるということが大変重要でございます。

これまで事業の検討の段階から市町に対して情報提供とか意見照会を行って、先日も市町の担当者を対象に説明会を開催してきたところです。引き続き、事務手続などの市町からの問い合わせに丁寧に説明するなど、できるだけ多くの市町において早期に制度化されるよう働きかけていきたいと考えております。

さらに、これらの助成制度が有効に利用されるように、周知についてでございますけれども、事業実施主体である市町や関係医療機関と連携をして、ホームページや広報媒体を活用して制度の周知、啓発に取り組んでいきたいと考えています。

また、不妊や不育症について、講演会等により広く県民に理解をしていただくように取り組むこととしておりまして、制度の周知、啓発もその中で行っていきたいと思っております。

これらの取組によって、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して妊娠、出産ができる環境を整備していきたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

市町ともこの計画をしてもらった当初から連携をしてもらっておることでもありますけれども、今どの市町も議会が始まってきて、予算というのがそれぞれの議会で行政のほうから提案されていますけれども、恐らく入っていないところが多いと思うんですね、まだ予算に。だから、6月補正なり9月補正で市町のほうは対応してもらおうという形になろうかと思っておりますので、今やっていただいております連携、また、促進といえますか、県の思いをしっかりと、なぜこの事業に今踏み切らないといけないのか、そのあたりをお伝えいただいて、ぜひ一つでも多くの市町でこれらの事業を行っていただけるように、また、速やかに対応していただけるように、県のほうとしてもしっかりと力を入れていってほしいと思います。

知事が言われました、20年後も輝き続ける三重県のための三つの大きな政策展開の中の一つの少子化対策というわけですが、20年後も輝き続けることも当然ですけれども、やっぱり輝きを増していかないとこれはいけないと思いますので、そういう意味においては、子どもを望む方、また、子どもを育てたいと思う方、こういった方々をしっかりと支援していくことが大事だと思いますので、来年度、どうぞこの一つ一つの事業を1人でも多くの方に使っていただけるように、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、2点目のほうになります。

集中管理公用車の賃借に係る契約についてということで、これは、総務部の議案聴取会部長説明概要の16ページ、債務負担行為の設定のところ、集中管理公用車の賃借に係る契約ということで、平成27年度から平成33年度までの7年間で284万円という、こういった予算が上がっております。

これは、私も昨年の決算の総括質疑で公用車のリース化を一度試行的にやってもらえないかということをお願いさせていただきましたが、その予算になってくると思います。

この284万円でありますけれども、当時答弁で稲垣部長のほうからまずメリットがわかる軽自動車のほうでということでは言っていただきましたが、実際この284万で何台どのような形でどの車を配属するのかというのを教えていただきたいと思います。

○総務部長（稲垣清文） 公用車のリース化についてでございますけれども、軽四自動車につきまして、コスト面で有利になる可能性があるということで、現在持っております集中管理車の車種構成とか用途を考慮した上で、来年度、本庁の集中管理公用車で更新予定の普通自動車のうち軽自動車に転換できる車両、これ、2台なんですけれども、その部分について、試行的にリース車両を導入するという事で予定しております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） それでは、来年度更新予定の乗用車を軽自動車に転換し

て、軽自動車を2台入れるということでもよろしいんですね。

となると、1台当たり142万円という数字になってきますので、単純に考えると、1台、例えば月々2万円のリース代を払って7年間ということになっていくと、1台が約168万円ぐらいかかるという計算になりますので、2台で336万円より安いということは、月々の支払いは2万円まででリース代が組めるという形になろうかと思えます。

それらのことで、当然ここにあるように試行的に行うということなので、試行ということは当然検証というのをやって、本当にメリットがどれくらいあるのかということもしっかりとチェックをやっていただいで今後につなげていただかないといけないと思っておりますので、その検証をどのようにされていこうとしているのか、その点を教えていただきたいと思えます。

○総務部長（稲垣清文） まず、費用面なんですけれども、議員がおっしゃっているのは債務負担行為に係る部分でございますので、平成26年度、当該年度の歳出もでございます。したがって、それらを含めるとトータルで320万8000円というふうな形になろうかと思えます。

比較検証の部分ですけれども、今回リースで導入します軽四自動車2台と、それから、同じく購入する部分がございますので、その部分について比較検討します。

ただ、それは何年間かといいますと、やっぱり1回目の車検の3年目までの間でそういった部分についてどれだけの費用効果が出てくるのかということを検証させていただくと、あわせて、リース車両の利用状況、それから、職員が利用する上での制約の有無ですとか公用車管理上の問題点等についても利用した職員のアンケート等をとらせていただいで、そういったものをトータルでリース化についての総合的な判断をさせていただきたいと思っております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

検証のほう、まず1回目の車検までの3年間を一つの目安としてということでは言っていただきました。

ただ、3年間のトータルで出すということも大事かも知れませんが、当然ガソリン代であるとか、それらの維持管理の費用がどれぐらい減ってくるのかという、その検証の仕方は目に見える検証の仕方だと思います。それは3年待たなくても、ある程度早くに出てくるのかなど。

それとあわせて、前のとき、質疑でも言わせてもらいましたが、目に見えないもの、CO₂の排出削減であるとか、公用車の管理業務、職員の皆さんの管理業務の削減であるとか、目に見えない、金額にあらわれてこないことも、職員さんへのアンケート等からしっかりそこへ聞き出せるような形でぜひ進めていっていただきたいと思います。

まずは2台なので、私自身考えるのは、やっぱりこれもスケールメリットというのがあると思うんですね。2台で検証すること、当然試行的に2台なので、それでやってもらうことは大事ですけども、特に職員の皆さんの負担軽減とかなっていくと、多く台数を増やしていけば、その分全部リース会社のほうに様々な維持管理のための業務をしていただける形になりますので、なるべく早い段階で検証も進めていただきながら、メリット、また、財政の平準化に資すると考えていただいたならば、台数を増やしていくことも取組を進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。(拍手)

○副議長(前田剛志) 10番 中西 勇議員。

[10番 中西 勇議員登壇・拍手]

○10番(中西 勇) 皆さん、こんにちは。みんなの党、一人会派の中西勇です。よろしくお願ひします。議案質疑を早速させていただきたいんですが、ちょっとiPadの電源を入れますので。

今回議案質疑をさせていただくところなんですが、新規事業のみえ防災・減災センター(仮称)事業についてということでさせていただきたいと思ひます。

まず、防災対策部長に確認をさせていただきたいんですが、みえ防災・減災センターを創設し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報収集と発信、地域・企業支援等の取組とともに、三重県風水害対策行動計画（仮称）の策定など新たに防災・減災対策を推進すると書かれております。

そして、今まで三重大のほうで、My まっぷランの制作提言や防災ノートの監修、美し国おこし・三重さきもり塾等ございます。そういった部分で、今回、三重県のシンクタンクというような意味合いで連携されていくわけですが、今回設置されるみえ防災・減災センターについて、役割を含めて内容を教えてください。

○防災対策部長（稲垣 司） 私どもが当初予算に上げておりますみえ防災・減災センターの役割、位置づけについて御説明します。

まずは、このセンターという発想が生まれた背景というか、そこから話をさせていただきますと、県内には地域や大学に、いわゆる防災人材と言われる人たちがたくさんみえます。また、それ以外にも、人々以外にも、いろんな研究開発の成果とかいろんな資源とかが点在しておると思うんですね。しかしながら、それらが私ども三重県の防災・減災対策に十分に生かされているかという、必ずしもそうではないという認識を持っております。

そこで、三重県と県内の主導的大学である三重大学とが一緒になってこのセンターという組織をつくって、そのセンターに、今、シンクタンク機能、ハブと言われましたけれども、県、大学、市町、あるいは企業、あと地域等々を全て結びつける。今言った資源が散らばっているのを、それを結びつけるという意味で、いわゆる防災ハブといった機能を持たせる組織が欲しいと、つくりたいというのが発想なんです。

近い将来には、県内の他の大学とか、あるいは企業や市町はもちろんのこと入っていただいて、国や他県の研究機関等とも連携していきたいなというふうに思っている次第です。そういう形でハブ機能をつくりたいと考えたわけです。

事業内容としては今議員がおっしゃったとおりの事業なんですけれども、

例えば、そのうちセンターの中心事業というのは人材育成・活用になるかどうかは思いますけれども、これにつきましても、今後につきましても、県内市町から要望の多かった市町職員向け防災講座とか、そうしたものを新たに開講したいと考えております。

これは、災害関連法令とか、図上訓練の実施の方法とか、防災訓練の企画といったことを、市町における防災業務に直結した内容を講座として盛り込みたいなというふうに思っておりますし、また、みえ防災コーディネーター、三重のさきもりがごさいますけれども、これにつきましても、人材育成よりも、むしろ活用、実際に現場で活躍してもらおうというほうに力点を置いてやっていきたいというふうに思っております。

今年度実施しておりました女性を中心としたもろもろの講座につきましても、これは継続してやっていきたいと。

ほかの事業をちょっと簡単に説明させていただきますと、例えば地域と企業との関係の支援につきましても、例えば企業OBの方に参加してもらってセンター内に企業のための防災の相談コーナーをつくりたいというふうなことも考えておりますし、また、資源が散らばっているという話を申しましたけれども、そうしたいろんな情報や資源を集めて、大学の情報システムを活用しながら収集、整理も行いたいと。

あとは、大学は、得意分野である調査研究、そうしたものも生かしながら、これは例えばなんですけれども、災害時要援護者のための新しい器具とか、そういうのを開発できたら、これも夢やないなと思っております、そうしたこともやっていきたいと。

要は、大学、県の持ち味を生かして、もちろん企業もそうですけれども、その中で防災をハブ的に機能させる、そんなセンターをつくりたいというのが思いでございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 少し細かく、例も挙げて説明していただきましたが、ちょっと、それじゃ、確認をしたいんですが、今度のみえ防災・減災セン

ター、センター長は大学のほうでしていただくんですかというのが1点。

それと、どれぐらいのスパンを考えて今現在つくろうとしているかということ。ずーっと続けるんだということなのかどうか、それがもう1点。

それから、このセンターとしての、こういう言い方はいかんかわからんですけど、評価か何かを、毎年されるのかという部分。

その3点、ちょっと聞かせてください。

○防災対策部長（稲垣 司） まず、センター長は今のところ、大学のほうの副学長を考えております。調整中です、まだ。副センター長は県のほうが出したいというふうに考えています。

スパンですけれども、当面ですけれども、新地震・津波対策行動計画の中でこのセンターというのを立ち上げるという位置づけにしておりますものですから、新地震・津波対策行動計画の期間が平成29年度までをとりあえず考えておりますものですから、とりあえずは当面平成29年度までと考えております。

あと、検証とか中間評価ですけれども、これについては、毎年毎年評価というのは特に考えておりませんが、新地震・津波対策行動計画それ自体は今年度を含めた5カ年と考えておりまして、平成27年度を中間評価の期間にしておりますものですから、当然その時期にはセンターはどううまくいっているのかというのは見なきゃならんというふうに思っています。

あと、運営につきましては、中に運営委員会というのを設けてまして、その中には、当然私たちも入るんですけれども、市町の職員とか、市町の方とかにも入ってもらつてもおりますので、それはまだ今検討中ではございませんけれども、そんな形でみんなで考えていきたいと考えます。

以上です。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） それでは、今の部分はよくわかりましたので、もう一つ。

選択・集中プログラムの中にこういうことが少し書いてあるんですね。みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の人材を積極的に活用し、県内

への水平展開を図りますと。今まで説明してみえた部分でそれはよくわかるんですけど、その後に市町と連携してセミナー等を開催するというのも書いてあるんですね。当然セミナーとかそういう勉強会とかというのはよくわかるんです。そうすると、もう一つ超えた部分に入っていたかかないかなと、そんなふうを感じるんです。

勉強会とかそういうことをずーっと繰り返すことだけでなく、ソフトの部分、そういった部分からもう一つ踏み込んだ考え方をしていってほしいなと思うので、例えば避難訓練の実施、当然当たり前のことなんですけれども、そういう中で、避難訓練をしていく中で、問題点とか、そういう部分がたくさん出てくると思うんです。そういう部分。

それから、当然災害が起こる前にもっと考えておかないかんとというのは、復興していくのに、今、東日本もそうだと思うんですけど、なかなか復興されない状態なんですね。動いているのは確かに動いているんですけど、実際、やっぱり都市として壊れた、そういう部分を早く復興していくことがすごく大事なので、こういう言葉を御存じやと思いますけど、事前復興、要はソフト的な部分で事前に復興を考えていく、そういう都市計画も含めて考えていくことが必要ではないかと、そんなふう思うんです。

そういった部分まで踏み込んで、大学の教授の方と、先生方と一緒にそういう部分で市町に発信していただきたいなと、そんなふう思っております。

私も東日本大震災があってから毎年のように、2回、3回と、毎年行っているんですけども、やはりなかなか進んでいないのが状況です。いろんなところで話を聞くんですけど、ある市町では、仕事として、ハードとしても発注したから、もう見ておるしかないんですよ。でも、現場は全然進まないの、市民の方たちはやっぱり、いつになったらできるんやろうと不安ばっか思ってみえる。

そういう状態が現場ではあるように思いますので、そういった部分を想定した形はつくれると思いますので、なるべくこういう場合にこうしてやって都市計画をやっていただく、実際に災害が起こったら、まず都市をこうやっ

て、どうして再生するんだというような形をなるべく早く動いていただくとありがたいかなと、そのように思いますので、そういった部分も含めて、今、ハブ機能という部分がありましたので、そういう組織としてやっていただきたいと思いますので、ちょっと部長、何かあれば。

○防災対策部長（稲垣 司） まず、先ほど人材の水平展開の話がございましたものですからそこから少しだけ触れさせていただきますと、今後は、育成した後も活用という意味では、我々行政職員と一緒にになって、いろんな、私どものほうには防災技術専門員もおりますもんで、それと一緒に地域に出ていってMyまっぷランとかいうのを一緒にやってもらうというのが一つあります。

大学の先生が地域へ入っていくときにはその助手的な立場に立って、一緒にそのノウハウを盗んでもらって、あと一人立ちしてもらって、育成活用に関してはそういうのを目指しておるんですけども、さらに踏み込んだという話がありましたけれども、踏み込んだ部分に関して、事前復興の話がございましたけれども、この辺は、例えば何でもかんでもセンターでやろうとは私たちは思っていないくて、それは無理なものですから、やっぱりそれは防災対策部の事業だと思っています。それに関しましては新地震・津波対策行動計画の中にも重点として取り上げておりまして、事前復興こうこうかかるといふのも、こうこうこんなふうを考えてかかっていくというのも書き込んでおりますので、それでもって進めていきたいというふうに思っています。

ただし、しかしながら、センターのほうでいろんな防災のことは、例えば企業や大学のノウハウを使ってやっていると判断できる部分については、先ほど私、災害時要援護者の支援器具を開発できんかという話をしましたけれども、そうした部分は極力センターのほうに乗っけていきたいなど、そんなふうを考えています。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） よくわかりましたので、一つできるかできやんかと。この前も一般質問のときに少し話をしましたけど、三重県全部で何とか防災訓

練なんか同じ日にできないかというのが、こういうところで提案をしていただいて、できるかどうかは別として、そんな考え方で、いざというときのことをしっかり考えていただく場をつくっていただけるとありがたいかなと、そんなふうに思います。

それと、聞かせていただくとこの取組は日本で初めてということですので、ぜひうまくいい状態ができれば他県にもこういうふうにやっていますということで伝えていただくとほかの県でもこういう形をとられるかわかりませんので、そういった部分でうまく動くようにやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議案質疑ということで、中身の確認をさせていただいたということでございます。これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 13番 長田隆尚議員。

〔13番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○13番（長田隆尚） 亀山市選出、新政みえの長田でございます。

それでは、早速、議案第3号、平成26年度一般会計予算についてお伺いしたいと思います。

まずは、広聴広報の充実についてであります。

平成26年度一般会計予算では、県政だよりやテレビ、ラジオなど、様々な媒体を活用し、県政情報を県民に届ける取組として、電波広報事業費として8654万2000円、県政だより事業費として5957万5000円、インターネット情報提供推進事業費として4491万6000円が計上されております。

電波広報事業費は、県政情報をテレビのデータ放送で県政だよりとして県内の御家庭に広くお届けするとともに、ラジオやテレビで県の施策、事業等をわかりやすくタイムリーに発信する事業。そして、県政だより事業は、紙媒体での県政情報の入手を望まれる方のため、紙の県政だよりを公共施設等へ配置するほか、新聞折り込み等の活用により、県民の皆さんが県政情報を手軽に入手できるように取り組む事業。そして、インターネット情報提供推

進事業は、インターネットを利用して県民の皆さんが必要な県政情報を入手できるよう、県ホームページの安定的な運用を行う事業であるということでございます。

テレビのデータ放送と紙媒体とインターネットのホームページの三つの手法によって県政情報を県民に届けるということであると思いますが、そのおのおのの県政情報についてどう違うのか。例えば、インターネットのホームページは毎日更新し、新しい情報を発信していくということだと思いますが、テレビのデータ放送については、その項目のタイトルが「県政だよりみえ」となっており、それを選択すると紙媒体での県政だよりみえの内容の項目がありますが、テレビのデータ放送では単に紙媒体による県政だよりみえと同じ内容を掲載するのか。

また、新たに始める新聞折り込みについては、予算や重要施策など、データ放送になじみにくいものを掲載し、年3回、県内で配られる一般紙に折り込むとのことですけれども、この新聞折り込みの内容と紙媒体での県政だよりみえとはどう違うのか。

そして、この新聞折り込み版についてもホームページ等に掲載するのかについて、あわせてお伺いしたいと思います。

○戦略企画部長（山口和夫） 4月から本格導入いたしますデータ放送では月2回の更新を行うこととしておりまして、紙媒体に掲載いたしました情報に加えまして、イベント情報など、従来紙面スペースの制約などで掲載できなかった情報でありますとか最新の情報をより多く掲載できることから、今まで以上に県民の皆さんに県政情報をお届けすることができると考えております。

次に、新聞折り込み版の掲載内容でございますが、これにつきましては、県の主要な施策等についてお知らせをしております県政だよりの特集のうち、当初予算の概要など、県民の皆さんの生活に特にかかわりの深い内容を想定しております。

また、新聞折り込み版につきましても、紙の県政だよりと同様に、県の

ホームページに掲載をしていく予定でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） データ放送による県政だよりみえは、先ほどのイベント情報等、新しいことは漸次更新していくということでございますが、当然ながらどんどんどんどん新しくしていくことは好ましいことであると思っています。

例えば、三重県のホームページに掲載されている県政だよりみえは、紙媒体のPDF版で固定の内容です。例えばこれが（現物を示す）そのままPDFで載っておるということですが、その中で一部が更新されていって、例えば、PDF版でといいますか、データ放送版の表紙にこれが出ておりますとちょっとわかりにくいかなというところもありますが、11月の試験放送の中ではそれに対して肯定的な意見が約7割ぐらいであったということでございますけれども、県政だよりで見にくいということに関して、今後の本放送までに変更されたりしていくのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○戦略企画部長（山口和夫） 現在2月の試験放送でございますが、これは、11月の試験放送時においていただきました御意見を踏まえまして、変更等を行ってまいりました。

4月の本放送開始までの間におきましては、新たに画面の構成を変えるような大きな変更は予定しておりませんが、今後ともデータ放送をごらんいただいた方の御意見をお聞きしながら、より県民の皆さんが使いやすいものになりますよう、引き続き改善に努めていきたいと考えております。

なお、平成26年度におきましては、しかるべき時期にアンケートを行うなどいたしまして、県民の皆さんからデータ放送についての御意見をお聞きしたいと考えております。

また、イベント情報へのカレンダー機能の追加なども予定しておりまして、より利用しやすく、わかりやすいものとなるよう工夫、改善に努めていきたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） それでは、県民からわかりやすいように努力を賜りたいと思います。

それでは、具体的に内容についてちょっとお伺いしますけれども、まず、県政だより事業につきましては、紙の県政だよりを公共施設等へ配置するほか、新聞折り込み等をするにもかかわらず、本年度の1億6900万円余りから約6000万円弱へと、約1億円減額となっております。

市町配布手数料がなくなることが最大の原因かと思えますけれども、市町配布手数料の減額分が幾らほどで、公共施設等への配置による増額分、あるいは新聞折り込みによる増額分を幾らぐらい見込んでいるのか。

また、議案聴取会でございましたけれども、市役所等、公的な施設がたしか850カ所、スーパー等、民間施設が1500カ所、そこに配布するというふうなことでございましたけれども、おのおの箇所について大体何部ぐらいを見込んでいるのか。あるいは、公民館、自治会長宅へ送付する場合、自治会会員数分の部数については何カ所で何部ぐらいを想定しているのかについてお伺いしたいと思います。

○戦略企画部長（山口和夫） 予算の関係でございますけれども、今年度、平成25年度のデータ放送に要します予算につきましては、他県の実績などを参考にいたしまして、データ放送画面の構築及び2カ月分の試験放送費といたしまして1840万円を当初予算計上したところでございます。

業者選定に当たりまして一般競争入札を実施いたしましたところ、落札金額が約244万円と経費を低く抑えることができましたことから、来年度の電波広報事業費につきましては今年度のデータ放送に要する実績額をベースに当初予算を積算いたしまして、1290万円となりまして、当初予算比較では減額となっております。

県政だよりの各戸配布見直しによりましては、市町等への配布手数料の減額分が9308万円となります。

また、年間3回の新聞折り込み費といたしましては1140万円を計上してお

ります。

なお、紙の県政だよりを公共施設、民間施設へ配置する費用といたしましては、印刷、配送に要する経費として1312万円を計上しております。

あと、紙の県政だよりの配置場所の関係でございますけれども、まず、公共施設の配置予定は約750カ所でございます。内訳といたしましては、県の本庁舎、地域機関、美術館や図書館等の県立施設で180カ所、市町の御理解、御協力をいただきまして、各市町の本庁舎、支所、出張所110カ所、公民館、市民センター320カ所、保健・福祉・医療施設60カ所、文化・生涯学習施設80カ所など、職員の方々が常駐しておられる施設へ配置したいと考えております。

また、それぞれの施設への配置部数につきましては、各市町と協議の上、決定してまいります。1施設当たり配置部数は30部程度を考えております。

次に、民間施設につきましては、各事業者の御協力のもと、現在のところ約1700カ所に配置をさせていただくことを予定しております。内訳といたしましては、イオン・マックスバリュ主要店、オークワ、ぎゅーとら等のショッピングセンターやスーパーで107カ所、サークルKサンクス、ファミリーマート等のコンビニで473カ所など、県民の皆さんが日ごろからよく利用される施設のほか、郵便局、簡易郵便局を含みますが450カ所、農協250カ所、漁協112カ所、地方銀行の各店舗212カ所、そして、県病院協会加盟の総合病院で86カ所など、生活にかかわりの深い民間施設に配置したいと考えています。

それぞれの配置部数につきましても30部程度を考えています。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 自治会。

○戦略企画部長（山口和夫） あと、自治会長宅の配置箇所数等につきましては現在取りまとめ中でございますが、自治会長からの配置を求められた場合の送付数につきましては御希望に沿った形で対応を考えたいと思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 今の民間施設等をお聞きしていますと、例えば金融機関とか市の役場であったりとかしますと、そこで配布するのに置くというよりは待合時間に読んでいただくという場合もあると思うんですけれども、その辺のところも想定した上の数字でいいかということと、もう1点、自治会長等の宅にたくさん送ってほしいという場合に、それがたくさん出てきた場合については、予算がもし足らなければまた増額補正等もあり得るのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○戦略企画部長（山口和夫） まず、1施設あたりは30部程度を考えておりますけれども、それは、御利用いただく状況とかあらかじめ得られた情報で部数を増減させることも可能でございます。

また、自治会長等の対応につきましても同じでございます、必要な部数については対応していきたいと思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） それでは、どうしてもなくなるということ人間は欲しくなりました、今こういう要望が出ていますけれども、半年もすると余り興味がなくなってくるかもわかりませんが、初期の段階では県民の皆さんに対していろいろ対応していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、ため池の整備についてお伺いしたいと思います。

平成26年度の当初予算のポイントの、県民の命を守る緊急的な取組の中に、ため池等の緊急整備が掲げられています。以前から地震対策緊急整備事業計画等を策定しているんなため池が直されておったり、あるいは平成24年度より、危険なため池のクラックの調査であったり、あるいは農業用ため池の点検がなされておりますけれども、現在の進捗状況についてお伺いしたいというふうに思いますのと、あと、平成26年度、どの方向で進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） ため池の調査ですが、大規模地震であるとか集中豪雨等に備えるということで、県では、特に今おっしゃっていただいた中

では国の補助事業を活用しまして、平成25年度から3カ年で耐震調査をしようということで進めておまして、特に本年度、平成25年度は、県内の受益面積2ヘクタール以上のため池を中心として、2732カ所ありますが、この一斉点検をするということ。また、その中でも51カ所でボーリング等の詳細な調査を支援しているところですし、河川内の頭首工は7カ所、老朽度合いの調査と、このようなことを本年度やっております。

この結果につきましては本年度末に判明するというので予定をしております。来年度の取組ですが、この部分を少し広げまして、来年度は0.5ヘクタール以上の受益面積の部分を対象に調査をしたいと思っておりますし、改修整備のほうは、今回の調査以前から既に危険度が判明している部分がありましたので、平成26年度はため池で5カ所、頭首工で5カ所ということで工事をしたいと。

今年度以降の調査の結果は、それぞれの整備計画にその都度反映させていきたいというふうに考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） じゃ、ため池についてはどんどん調査を進めていただきたいと思えます。

それで、ため池の中で、地域防災計画で指定されているというため池があって、それがどちらかというと危険ため池という想定になっておると思いますがけれども、地域防災計画で指定されているため池から下流何メートルに人が住んでおるかというところに対しては各市町でその判断基準が違うようですけれども、それについては今後どのような対応をされていくのか。

あるいは、ため池、頭首工等が老朽化して、直すのも大切なんですけど、逆に、受益者がなくなってきたことによってそれを撤去しようという場合については、撤去する費用についても予算を見込んでおるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 地域防災計画への位置づけなんですけど、確かにおっしゃっていただいたように、下流100メートル以内とか、そういう一律

な基準を設けておるわけではなくて、市町が防災上やはり注意すべきものとして位置づけをしていただいているということで、現在では539カ所を老朽化のため池ということで掲載しているところです。

御心配のように、今後、耐震の調査等もしておりますので、その中で危険なため池等が出てくるということであれば、再度その点については防災計画に掲載することについては市町のほうとも協議していきたいなというふうに考えております。

それと、逆に、利用されなくなったため池等も出てくるのではないかとということで、これについては、一定の貯水量の面積、例えば1000立方メートル以上であるとか、事業費が800万円以上であるとか、こういうふうな幾つかの要件がありますが、その点について満たされるようであれば、市町のほうの要望等もあれば整備の対象にはなるということでございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） では、時間が参りましたので終結したいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 自民みらいの中嶋です。一般質問をするのかと冷やかされるぐらい項目が多いので、早速質疑に入らせていただきます。

まず、議案第25号、三重県いじめ問題対策連絡協議会でございますが、この協議会は、三重県いじめ防止基本計画に基づき実施するいじめの防止などの取組を実効性あるものとするため、関係する機関や団体の連携を図る目的で設置しようとする、15名以内の委員で構成される組織であるということでございますが、この委員ですけれども、いじめ防止等に関係する機関及び団体の職員、学識経験者を委員としようとしておりますけれども、どのような機関、団体、学識経験者を選定しようとお考えなのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○教育長（山口千代己） 協議会の趣旨についてはおっしゃっていただきまし

たので、委員につきましては、条例案の第4条で規定されておりますが、具体的には、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表及び学識経験者などを三重県知事が任命することになります。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） そうそうたるメンバーだと思いますので、まさにいじめ防止のハブ機能を果たしていただけるような組織として、実効性ある組織として機能しますようお願いいたします。

続きまして、第26号、三重県いじめ対策審議会についてお聞かせいただきたいと思ひます。

この審議会は、県立学校におけるいじめの有無の調査や、生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いや長期間欠席するなどを余儀なくされた疑いがあるいじめ重大事態の調査を主に行うための審議会で、庶務は教育委員会事務局が担うというふうになっております。

この条例案においては、いじめ調査などの対象は県立学校のみとなっておりますが、私立学校におけるいじめ調査への支援などには全く関与しないのでしょうか。私立学校におけますいじめ重大事態の調査は各学校設置者が行うこととなるのか、確認をさせていただきます。お願いします。

○環境生活部長（竹内 望） まず、私立学校のいじめへの対応なんですけれども、県立学校と同様になるんですけれども、各学校で、学校いじめ防止基本方針、これを策定していただきまして、各学校ではこの方針を踏まえて、いじめの防止等の対策のための組織、これを置いていただきます。この組織を中心として、いじめの防止、あるいは早期発見、あるいはいじめ事案への調査を行っていただくことになっております。

県の教育委員会では、県立学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うという趣旨で、このいじめ対策審議会、これ、置かれるんですけれども、

私立学校につきましては、その自主性を尊重するという観点で、同様の県の組織を設置することについては法的に想定されていないところです。

各私立学校、またはこれを設置する学校法人、こちらで主体的にいじめ防止や調査等に取り組んでいただくこととなりますが、県としては、私立学校で実効ある組織的な取組が行われるように、積極的な支援を行うというふうにしております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 自主性を尊重するという趣旨で、三重県全体として私立学校用のこういう審議会を置かないという法の趣旨はわかるんですけども、一方で、学校設置者側としては、県立学校の場合においては、この後質問しますけれども、それなりの資格を持った皆さん方をそろえた審議会をつくるというふうなことでおる中で、私立の学校設置者にとってはそれだけの規模の有識者なり専門家をそろえるということはかなり負担になるというふうに思っております、だからといって、いじめ防止のための審議会的な機能が弱まってしまうことを想定しているわけではないんですけども、私が申し上げたいのは、私立学校の自主性を尊重しつつも、やはり学校設置者にとっての負担の部分もあるわけでごさいます、そのあたりに対して、県としてきめ細やかな支援のことも引き続き検討していただきたいということだけ、御要望だけ申し上げさせていただきます。

それでは、第27号、三重県いじめ調査委員会についてお尋ねしたいというふうに思います。

この委員会は、重大事態が発生した場合に知事による再調査を行うために設置する組織として今回提案されております。先ほどの三重県いじめ対策審議会とこの三重県いじめ調査委員会では、選定する委員の要件なんですけれども、ともに法律、医療、心理、福祉または教育に関する専門的な知識または経験その他のいじめの防止等に関し学識経験を有する者と、同じ要件となっております。

それぞれの組織に求められる機能が異なる中、特に重大事態の再調査を行

う三重県いじめ調査委員会の委員の選任についてどのような考えで進めるおつもりか、簡潔にお答えいただきたいと思います。お願いします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 三重県いじめ調査委員会の委員につきましてでございますけれども、弁護士、精神科医、大学教授などの学識経験者、子どもの心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から知事が任命するというふうになっておりまして、そのため、職能団体や大学、学会等からの推薦や県外の専門家も含め、三重県いじめ対策審議会の委員とは重複することなく、調査の公平性、中立性の確保を第一として選定をしていきたいというふうを考えておりますし、また、必要に応じ、インターネット上におけるいじめなど特別の事項に関する専門家を臨時委員として置くことができるということにしておりますので、重大事態の性質、調査結果の内容について、臨時委員を適切に選定していきたいというふうに考えています。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 今おっしゃっていただいた中立性、公平性を重んじながら、教育委員会のほうで選任される、先ほどの審議会の委員と調整をしていただきながら、いわゆる追従型にならないようにだけお願いしたいと思っておりますし、おっしゃっていただいた臨時委員、これだけはこの調査委員会を設置できることになっておりますので、有効活用していただきたいというふうに思います。

それでは、いじめ防止や根絶に向けました、これらの組織の設置を提案していただいております知事として、その取組の決意をお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

○知事（鈴木英敬） この三つの組織をしっかりと有効に機能させるということが大前提だと思いますし、委員の選定に当たっても、私もしっかりとよく議論して、コミットしていきたいと思っております。

また、いじめ全体については、やっぱり起きないのが一番いいんですけども、なので、未然防止はしっかりと頑張るんですが、仮に起きた場合に、早

期発見、早期対処、それが大事だと思います。そのためにも、こういう平時の協議会と有事の審議会と調査委員会、こういうものを機能させることが重要だと思っていますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ぜひその意気込みで頑張っていたきたいと思います。

一つ提案なんですけれども、飲酒運転のときに知事がラジオで飲酒運転ゼロを呼びかけるメッセージというのを言っていただきまして、結構あれ、好評でございまして、できましたら、このいじめ防止というか、いじめゼロについても校内放送で、毎日聞くとうとううしくなりますけど、週に1回なり月1回なり、小学校、中学校、高校、それぞれのレベルに応じた、知事じきじきのメッセージを各学校で流していただくということでも、知事も言うておるのやからやめようという勇氣ある子どもたちが出てくるかもしれませんので、それもちよっと提案したいと思います。

とにもかくにも、飲酒運転とともにいじめゼロを目指していただきますことをお願いしたいというふうに思います。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。議案第3号平成26年度三重県一般会計予算につきましてお尋ねします。

まず最初に、昨年3月26日に予算決算常任委員長報告がございました、本会議場でそれをちょっと、一部、抜粋して読ませていただきます。

「今後引き続き議論されると聞いているスポーツを応援するための新たな基金の設置や、法人県民税の超過課税分の一部を積み立てたこれまでの体育スポーツ振興基金があります。法人県民税の超過課税分を積み立てた基金には、このほか福祉基金、中小企業振興基金、環境保全基金があり」云々と、ちょっと中略します。「このように共通する分野で複数の基金が設置されるなど、それぞれの基金の用途を含めた関係性がわかりにくくなっています。このため、今後平成26年度当初予算編成に向けて、これらの基金全体の関係性やあり方を整理するとともに、その検討状況を適切な時期に議会に報告されることを求めます。」と要請をしておりますが、ここでお尋ねですが、こ

の委員長報告に対する平成26年度当初予算編成における検討状況はどのようなになっているのかをお尋ねしたいと思います。

続けてなんですが、次にスポーツを応援するための資金について伺う予定をしていたんですけども、盟友の中川康洋議員がその後、スポーツの振興と題して、このテーマも含めて質疑をより鋭くしていただく予定となっておりますので、この質疑については中川議員のほうに委ねさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、みけつ国と万葉の時代から言われておる本県の豊富な食材や食文化を生かした取組についてお尋ねいたします。

食の地域連携推進事業として、三重の食文化のブラッシュアップ、ブランド力アップに新たに取り組むこととしておりますけれども、その象徴的であると考えられる食のサミットはいつどこで何を狙いとして開催しようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、海外からの観光誘客に関して1点伺います。

昨年開催されました日台観光サミットの主催者でありました公益社団法人日本観光振興協会が、これまで開催してきました旅フェア日本をリニューアルして、一般社団法人日本旅行業協会の国際博覧会 J A T A 旅博と統合して、ツーリズム E X P O ジャパンと銘打った新たな国際展示会を、本年9月25日から4日間、東京ビッグサイトで開催する予定となっております。この展示会に三重県もぜひ出展していただき、海外からの観光誘客の B to B の取組をさらに進めてはどうかと考えますがいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（稲垣清文） 基金についてのお尋ねでございます。

平成26年度の当初予算におきましては、スポーツを応援するための新たな基金の設置は行わず、既存の体育スポーツ振興基金の枠組みの中で寄附金を受け入れて事業を実施するとされたことから、今年度、改めて基金を整理するということはいたしておりません。

御案内のとおり、法人県民税法人税割の超過課税の税収につきましては、

体育スポーツ振興基金のほか、福祉基金、中小企業振興基金、環境保全基金に積み立てて、それぞれの目的に応じて活用しているところでございまして、適用期限のほうは平成27年12月31日までに終了する事業年度分となっております。

したがいまして、平成26年度にこれまでの実績等も踏まえまして超過課税の継続の要否を検討することといたしておりますので、その検討の際に他の基金との関係性などについても改めて整理をしていきたいというふうに考えております。

○雇用経済部長（山川 進） 食のサミットについてでございます。

伊勢志摩地域を中心といたします本県南部地域は、議員もおっしゃったように万葉集にも登場する志摩の国として、古くから朝廷に海産物を納めていたみけつ国としての記録が残って、現在も県内には、アワビ、イセエビなど、すぐれた食材が豊富に生産されております。

また、現在は、うまみの研究やおいしさの研究開発を行う先進的な企業や、食に関する特色ある企業が立地しており、三重県には、食に関する素材、文化、産業などの世界に発信できる地域資源にあふれていると考えております。

そうした中、昨年12月、和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界から注目を集めております。この機会を好機と捉え、食や食文化のグローバルな発信を目指す県内の自治体や全国の自治体に呼びかけ、本年10月、県営サンアリーナで食のサミットを開催したいと考えております。

以上でございます。

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 三重県観光キャンペーンも2年目に入るといふことでもありますし、国内外への情報発信をさらに強化するといふことで、現在、出展を前提に準備を進めているところでございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

1点目の基金については、また適宜検討状況を報告していただきたいと思っております。

3点目のほう、ありがとうございます。ぜひお願いします。見に行きたいと思しますので、しっかりやってください。

2点目の食のサミットでございますが、これだけちょっと再質問です。

平成29年に県営サンアリーナで全国菓子大博覧会が予定されていると聞いておるんですが、これへつなげていくものだという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（前田剛志） 答弁は簡潔に。

○雇用経済部長（山川 進） 当然そういうのは視野に入れていきたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ポスト遷宮の取組として、地域振興ということも含めて、その取組の第一歩としてエールを送りたいと思しますので、頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。議案質疑、しんがりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、議案第3号平成26年度三重県一般会計予算から、特に先ほど中嶋議員からも話がありましたとおり、スポーツの推進について主に2点、議案質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、みえのスポーツを支える人づくりから、特に競技スポーツジュニア育成事業についてお伺いをいたします。

この競技スポーツジュニア育成事業では、既にジュニア・少年選手の発掘、育成強化の観点から高等学校運動部の強化指定事業を推進しておりますが、来年度はこの事業に加え、新たに中学校運動部の強化指定も計画をされているところでございます。私はこの両事業の方向性そのものは重要であると考えますし、今後より拡充、拡大を図っていただきたいと思います。考える1人で

あります。

しかし、その指定の基準、特に高等学校運動部の指定の基準を見ますと、男子クラブにおいては、全国大会において入賞以上の実績を過去3年以内に持ち、今年度も全国大会において活躍が期待できる運動部、また、女子クラブに関しては、県高等学校総合大会において5年以上連続優勝しており、今後、全国大会において活躍が期待できる運動部と、非常に高い位置に基準が設定をされております。

私は、この基準そのものは基本的に継続してよいと考えますが、この競技スポーツジュニア育成事業の目的が選手の発掘・育成強化であるということを見ると、現在の高等学校運動部の指定とあわせ、その基準を少し緩和させる形での、例えば準指定校の制度創設を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○**地域連携部スポーツ推進局長（世古 定）** 高等学校運動部の強化指定の関係でございますけれども、県はこれまで、議員もお話がありましたように、全国大会で活躍が期待できます高等学校運動部とか、それから、女子運動部に特化をいたしました強化指定を行いまして、本年度は15校21部の強化活動の支援を行っております。

平成26年度の強化の方向でございますけれども、26年度は、全国大会で上位入賞の活躍が期待できる運動部に加えまして、新たに今後活躍が期待できる運動部も強化指定の対象にしていきたいと考えております。

このように対象を広げることで、より多くの種目で競技力向上を図るとともに、明日のトップアスリートを目指す生徒の励みとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○**23番（中川康洋）** ありがとうございます。

さらに拡大、拡充を図っていくということで、私は、この強化指定校はその基準を保ちながら準指定校という枠というお考えを示させていただきましたが、指定校そのものの拡大、拡充というところも含めて今後お願いをした

いと思います。

といいますのは、高等学校の指定、中学校の強化指定、これもともに大事なわけですが、中学校で頑張っていた選手が高校に進学をする場合、仮に地元とか近隣高校にその運動部がないと県内にとどまることが難しいという場合がございます。三重県内どこかに1校、強化指定校があればいいじゃないかという考えにもなるんですが、やはり、特に私、北勢地域の議員ですけれども、北勢地域なんかは、名古屋、また東海方面というエリアがあるゆえに、やっぱりそこへの流出傾向があります。

そういった意味においては、やはり近隣校にもその流れの中であるという部分で、強化指定校の拡大とか拡充、さらには、私は準指定校という考え方を示しましたが、そういった考え方もお示しをいただきたいなというふうに思っておりました。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、競技スポーツの推進から、まず、この事業のこれまでの主な財源となっております体育スポーツ振興基金、先ほど中嶋議員からもお話がありました、これについて伺います。

この基金は、これまで主に超過課税の一部をその財源に運用がされておりますが、初めに、この基金、これまで毎年どれぐらいの歳入ないしは積み立てが推移してきているのか、お聞かせください。

また、このスポーツ振興基金を財源に、これまでどのような事業に具体的に活用されてきたのか、あわせてお聞かせを願いたいと思います。

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 体育スポーツ振興基金の関係でございますけれども、この基金には法人県民税の法人税割の超過課税分の一部が積み立てられております。

その積立額は、企業業績が比較的好調でありました平成16年度から平成20年度には3億円から5億円、平成20年のリーマンショックの影響を受けました平成21年度以降にはおおむね2億円前後となっております。

この超過課税を活用いたしました主な事業といたしましては、競技スポーツの推進のための競技力向上対策事業、それから、学校運動部活動の支援事

業、みえスポーツフェスティバルなどの地域スポーツの振興を図るための事業、こういったものに充ててございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

今、この基金に毎年どれぐらいの歳入があるのかということで、平成16年から20年は3億から5億、リーマンショック以降でも2億ということで、予想していた以上にやっぱり大きな財源になっていたなど。具体的な部分も、今ざくっとお話をいただきましたけれども、非常に有益な、有効な使われ方がされてきたなというような感想を持ちました。これ、平成33年国体に向けて、より有益な活用方法を、これから税収も伸びてくる可能性もありますので、お願いをしたいなというふうに思います。

次に、今回新たにこの基金に組み込む形で、県民みんなでスポーツを支える仕組みづくりの第一歩として、トップジュニアアスリートを応援するため、県内企業や県民の皆さんから寄附金を募る事業を始めます。これ、まさしく中嶋議員から私に振られた部分かというように思いますけれども、この目標額を見ますと、来年度はひとまず300万円が設定をされております。3億から5億、2億に比べると、ちょっと桁が少しミニマムな感じもいたしますが、スタートは大事でございますので。

そこで伺いますが、トップジュニア育成のための寄附金事業、来年度300万円の目標ですが、今後どのような方向性でこの寄附金事業を育てていこうと考えているのか、知事も物事を育てることが好きですからその部分をお聞かせ願いたいのと、また、この事業は、県内の企業や県民の方々へのPR、これをいかに行っていくか、そして、寄附金を出すことよっての参加意識の醸成、ここの部分が非常に大事になってくるわけですが、PRの方法についても具体的に確認をさせていただきたいと思います。

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 平成26年度から新たに取り組みますジュニア選手の育成事業につきましては、議員から御指摘がございましたように、県民の皆さんからの寄附金を募ることとしております。

集まった寄附金につきましては、ジュニア選手の中でも特に、平成33年に本県で開催をいたします国民体育大会、それから、平成32年の東京オリンピック等の大規模大会で活躍が期待できるトップジュニア選手を対象にいたしまして、県外遠征等の旅費でありますとかコーチの招聘に係る費用などに活用し、選手の育成を図ることとしております。

それで、寄附金の集め方でございますけれども、本事業はトップジュニア選手を応援することを目的としていますことから、県、市町、スポーツ関係団体、商工団体等で構成をいたします競技力向上対策本部、これを主体にいたしまして進めてまいりたいと考えております。

具体的には、企業や個人から寄附金を募るため、寄附金を募る趣旨などを説明いたしましたチラシでありますとかホームページ等の活用によって周知を図っていききたいと思っております。

こうした取組によりましてジュニア選手の育成を行うことで、県民みんなでスポーツを支える、県民みんなでスポーツの推進にかかわっていると、こういった参加意識の醸成につなげていきたいというように考えております。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

大体想定の範囲のお答えをいただきまして、それを本当に具体的にどうつくり上げていくか、つくっていくかというところがポイントになるというふうに思います。そういった寄附金をお願いすることによって、また、出させていただくことによって、参加意識の醸成を図っていくという、これ、非常にやっぱり大事な観点だと思っんですね。やっぱり県民全体のイメージを上げていくと。

この競技力向上対策本部、本部長はたしか知事だというふうに思いますし、この3年間で、知事も三重県で相当、企業とつながりを深く、良好な関係をおつくりいただいたというふうに思いますので、やっぱりトップセールスを、知事がにこやかな顔でぼんぼんぼんとお願ひしたいというふうに言ってもらえるかどうか、ここが大事かと思っておりますけれども、知事、予定にしております。

ませんが、御決意をひとつお願いします。

○知事（鈴木英敬） 大変いろいろ、企業でもいろんな企業情勢がある中でありますけれども、三重県のスポーツ、トップアスリートを育成していくという観点で、私、本部長を務めておりますので、積極的に企業にお願いに上がっていきたく、そういうように思っています。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

長く本部長をお務めいただきまして、その動きを深めていただきたいというふうに思います。

最後に、先ほど聞きました体育スポーツ振興基金の具体的な活用内容を確認させていただいたところでございますけれども、この活用に関して、私は今後、平成30年のインターハイ、また、平成33年の国体を見据えると、スポーツ推進局と県教育委員会がともに取り組む形で、最近は余り活用実績がない運動施設等への施設整備にもこの基金の活用を広げていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 体育スポーツ振興基金でございますが、三重県の行う体育、スポーツの普及振興を図るための事業に要する経費の財源に充てて設置をしております。

スポーツ施設の整備につきましても、この基金の趣旨に沿うものとして、これまでも鈴鹿スポーツガーデン等の施設整備に充ててきております。

今後も県のスポーツ施設整備に当たりましては、多額の整備費用を要することから計画的に行うこととしておりますけれども、財源につきましては、体育スポーツ振興基金の活用の検討に加えまして、県債やスポーツ振興くじ助成、t o t oの助成金ですけれども、それとか国の交付金など、多様な財源を活用して取り組んでいくことが必要であると考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 中川でございます。思いは中嶋議員の思いも含めて質問しておりますが。ありがとうございます。

今、まさしく様々なものを活用してということで、本当にこれはもう総合力で、やはり施設整備というのは具体的にお金がかかりますので、まさしくそのとおりだと思います。

この基金、スポーツ振興基金、条例を読みますとそのように使えることも可能というふうに判断ができますし、今お話をいただいたとおり、過去には施設整備にも使った事例があるとなると、やはり平成33年に向けて、三重国体に向けて、やはり様々な、国からのとか、また民間の補助金等も合わせながら、やはり必要なところに投入をしていって、効果的な三重国体に向けての整備、さらには機運の醸成、こういったことを図っていく必要があるのかなど。そういった意味においては、この平成26年度というのは非常に、私は大事な1年になってくると思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

2分を残しましたが、7番目でございますので2分を残して終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、議案第1号から議案第102号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第102号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
3 2	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案
9 3	包括外部監査契約について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
2 4	三重県中小企業・小規模企業振興条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
2 3	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案
6 6	三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案
6 8	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
9 6	工事請負契約について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
1 0 0	損害賠償の額の決定及び和解について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
22	三重県がん対策推進条例案
27	三重県いじめ調査委員会条例案
28	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
29	公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案
55	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
56	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
57	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
58	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
59	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
60	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
61	三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案
65	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
101	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の変更の認可について
102	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
97	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター中央監視制御設備改築工事）
98	工事請負契約の変更について（主要地方道一志美杉線（矢頭峠バイパス）道路改良（矢頭峠トンネル（仮称））工事）
99	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥棟（土木）建設工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
25	三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案
26	三重県いじめ対策審議会条例案
74	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成25年度三重県一般会計補正予算（第7号）
2	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
3	平成26年度三重県一般会計予算
4	平成26年度三重県県債管理特別会計予算
5	平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

6	平成26年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
7	平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
8	平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
12	平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
13	平成26年度三重県港湾整備事業特別会計予算
14	平成26年度三重県流域下水道事業特別会計予算
15	平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
16	平成26年度三重県水道事業会計予算
17	平成26年度三重県工業用水道事業会計予算
18	平成26年度三重県電気事業会計予算
19	平成26年度三重県病院事業会計予算
20	三重県農地中間管理事業等推進基金条例案
21	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案
30	三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案
31	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
33	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

34	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
35	三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
36	三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
37	三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
38	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
39	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
41	三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案
42	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案
43	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
44	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
45	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
46	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案
47	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
48	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
49	三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
50	三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
51	港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

5 2	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
6 2	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
6 3	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
6 4	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案
6 7	三重県人権センター条例の一部を改正する条例案
6 9	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
7 0	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
7 1	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
7 2	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
7 3	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
7 5	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
7 6	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
7 7	斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
7 8	三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
7 9	三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案
8 0	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
8 1	三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案
8 2	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
8 3	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案

84	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
85	三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案
86	三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案
87	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
88	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
89	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
90	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
91	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
92	三重県庁舎等整備基金条例を廃止する条例案
94	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
95	土木関係建設事業に対する市町の負担について

先議議案の審査期限

○副議長（前田剛志） この際、お諮りいたします。議案第1号、議案第2号及び議案第20号並びに請願第44号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、2月24日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（前田剛志） お諮りいたします。明22日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明22日から24日までは休会とすることに決定いたしました。

2月25日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時13分散会